

砥 部 町 議 会
平成 1 8 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成18年第4回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成18年12月7日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成18年12月7日 午前9時 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教 育 長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長	柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫			
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
議員の指名	9 番 栗林政伸君 10 番 土居英昭君			

平成18年第4回砥部町議会定例会

平成18年12月7日(木)

午前9時00分開会

○議長(樋口泰幸) ただ今から、平成18年第4回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(樋口泰幸) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 皆さんおはようございます。ごあいさつを申し上げる前に、玉井議員さんが今回総務大臣表彰を受けられました。これは砥部町議会の皆様はもちろん、砥部町にとっても大変名誉な事でございます。今後ともお元気でますますご活躍いただく事をご祈念申し上げたいと思います。心からお祝いを申し上げます。

それでは12月定例会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。今年も、残すところ20日余りになりました。議員の皆様には、年末で何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、提案させていただきます議案等ご審議いただきますことに対し、心からお礼を申し上げます。

美しい国づくりを政権構想に掲げた安倍内閣が誕生し、2カ月が経過しましたが、その間、様々なことがありました。北朝鮮が、核実験を行うという暴挙に走りしました。国家の事情があるにせよ、金総書記の行為は、あきれるとしかいいようがありません。国際的に批判が高まる中、最悪の事態にならないためにも、速やかに6カ国協議に復帰し、核を放棄するとともに、拉致問題を解決するよう期待をしております。

また、愛国心の取扱いで議論が噴出しております教育基本法の改正は、今国会で成立の見込みであります。校長の自殺まであった高校の、教科の未履修問題や、相次いで発生したいじめによる自殺、さらに、タウンミーティングでのやらせ的な手法など、問題の多い中、拙速、議論不足と新聞報道等にもあるように、もっと議論の余地があるようにも思います。しかし、今のままの教育には、問題があるのも事実です。改めて、時代の流れ、社会の変化に対応する教育、激動する社会をたくましく生きる人間形成の教育が少しでも早く推進されるよう、教育改革に期待したいと思っております。

さて、新町となって2年が過ぎようとしております。「合併後調整する」という項目も、ほぼ調整されました。また、お互いの長所・短所も把握し、一つの町としての意識も随分高まってきたと思います。上尾峠を越えるという物理的な距離はありますが、心は身近で、本当に一体化が進展していると思います。後は、一刻も早い、国道379号改良の完成を念じずにはおれません。そして、今後一層、砥部の奥座敷として、「水と緑と空気」が美しい広田地区の魅力を活かす手立てを、考えていきたいと思っております。どうか、町民の皆様、議員の皆様には、どんなことでも結構です。いろいろなご意見・ご提案をいただければ、幸いです。

それでは、ここで、9月定例会以降の行政の概要について、ご報告を申し上げます。

まず、工事等の入札の執行状況であります。公共下水道事業に関わる砥部浄化センターの進入路工事は、指名競争入札により、3,234万円で㈱丸和建设が、造成工事第1工区は、1,354万5千円で本田技建㈱が、造成工事第2工区は、4,830万円で、㈱小泉組が落札しました。その他、9月から11月にかけて17件の入札を執行しました。設計金額の総額は、1億2,945万9,874円、契約総額が、1億414万2,150円で、落札率は80.4%となりました。

公共下水道事業につきましては、浄化センター造成工事に着手し14日には幹線管渠工事の入札を予定しており、本格的に工事が始まることになりました。また管理棟など、浄化センターの詳細設計を下水道事業団に委託しております。平成19年度から浄化センター建設の第一期工事に着手する運びとなります。

広田地区の農業集落排水事業につきましても、工事が順調に進んでおり、11月末までの進捗率は管渠工事が51%、処理施設建設工事が90%となっており、平成19年度当初の供用開始を目指しております。

また、17年に発生しました農林業施設の災害復旧工事のうち、18年度に繰越して行っていました7件の工事につきましては10月27日までにすべて完成しております。

次に、砥部中学校と広田中学校の統合につきましては、保護者の皆様、関係者の皆様、地域の皆様のご意見を基に、関係機関と協議の結果、検討委員会を設置して検討することの了承が得られましたので、検討委員会を軸に、統合の時期等について検討を始めていただいております。今後も関係者の皆様のご意見を伺いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、昨年10月1日を調査期日として実施されました国勢調査の確定数値が発表されました。5年前の調査からは、人口は349人増加し2万2,424人に、世帯数は470世帯増加し8,201世帯になりました。

次に、去る10月18日、愛媛県総合運動公園において、3,769人が観戦する中、愛媛FC対柏レイソル戦が本町のマッチタウンデーとして開催されました。町内のサッカースポーツ少年団によるエスコート、砥部小学校児童の獅子舞演舞や町特産品販売などを行うとともに、町民の皆様に特別割引入場券や無料チケットを配布するなどして、新たなサッカーファンの掘り起こしを図るなど、地域に密着した取り組みができました。

次に、11月4日、5日に開催した砥部陶街道文化まつりについては、芸術文化フェスタ、町産品フェスタ、広田ふるさとフェスタ、炎の祭典のほか、陶街道五十三次俳句大会など町内全域で様々な催しが行われ、およそ1万8千人の皆様にご来場いただきました。中でも今年は伝統産業会館周辺で砥部焼の里まつりを開催し、34の窯元による露店方式の対面販売やオークション、絵付体験コーナー、さらに、特産品販売などが行われ、4千人の皆様にご来場いただき砥部焼ファンに魅力あるまつりとして第一歩を踏み出しました。最終日に行われた表彰式では、今年度の砥部町文化功労賞の表彰があり、井伊磯子様が受賞されました。また、芸術文化の関係では、11月3日に愛媛県の文化向上の発展に功績のあった人に贈られる愛媛県教育文化賞の授与式が県庁であり、陶芸家の酒井芳美様が受

賞されました。

次に、農林業関係の事業についてですが、去る10月4日、河川水系の維持促進のため、毎年実施しております稚魚の放流が、重信川漁協によって行われ、衝上断層公園付近にうなぎ45kg、約300匹が放流されました。農業経営改善計画審査会を、11月15日及び12月1日に開催し、認定農業者の新規認定5名、再認定3名を認定しました。陶街道文化まつりの一環として開催しました広田ふるさとフェスタは、道の駅ひろたを主会場に農林産物の展示即売、和太鼓や獅子舞、ものまねショーなどで賑わい、約3千人の皆様にご来場をいただきました。また、11月25、26日に開催されましたえひめ産業文化まつりに、砥部町生活研究グループの皆様が参加され、地元の手づくり食品や工芸品を紹介・販売するとともに県内各グループと交流をしました。12月3日には、広田自然薯生産販売組合の主催によるじねんじょまつりが開催され、自然薯の即売、自然薯料理の試食会などが行われ、多くの皆様にご来場をいただきました。有害鳥獣捕獲対策として、広田地区で、イノシシ、カラス、ハクビシンによる農作物の被害があり、銃及び罠による捕獲を行い、イノシシ24頭が捕獲され、猟友会広田支部に対し24万円の補助を行いました。また、砥部地区では、イノシシ、カラス、サルによる農作物被害を受け捕獲を行い、イノシシ85頭、カラス10羽、サル1頭が捕獲され、猟友会砥部支部に対し107万円の補助を行いました。10月24日、松山地方局森林林業課により、猟友会会員の皆様のご協力をいただき、満穂休猟区においてキジ80羽が放鳥されました。一昨年、合併を記念して設置しました町民の森「木楽里」において、11月12日、町民の皆様にご参加をいただき記念植樹を行いました。ネムノ木300本、ヤマボウシ300本を植樹いたしました。また、10月4日、悠仁さまのご誕生を記念して、悠仁さま御しるしの木、コウヤマキ1本を庁舎前駐車場の西側緑地に植樹しております。

次に、老人福祉事業についてですが、第2回砥部町老人クラブ大会が文化会館において開催され、約300名の会員の皆様の参加を得て盛大に開催されました。その席で、金婚を迎えられた39組のご夫婦、白寿3名、米寿66名の皆様に祝い状及び記念品を贈り、お祝いをさせていただきました。第2回砥部町老人スポーツ大会が、9月28日に開催され、550名の皆様が4地区に分かれ、スポーツを通して親睦を深めました。その席上、4名の方に高齢者スポーツ功労賞が贈られました。また、10月3日に、玉谷の相原秋子様、11月3日には県団地の山田ウタ様が百歳を迎えられましたので長寿をお祝いし、祝い状と記念品をお届けさせていただきました。

次に、国民健康保険事業についてですが、高齢化の進展、医療技術の高度化により年々医療費が増加する一方で、加入者の所得低下等によって、国保財政は極めて厳しくなっております。国保財政の安定を図り、加入者が安心して医療を受けられるためにも、今後の国保税の確保が重要でありますので国保運営協議会に対し、国保税率等の見直しについて諮問をいたしました。今後、協議会からの答申を受け、それを基に早急に検討をしてまいりたいと考えております。以上で行政の概要についての報告を終わります。

続きまして、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。継続審査となっております平成17年度決算認定のほか、町道認定、指定管理者の指定、条例改正

など議案17件、補正予算に関する議案4件、同意案件などその他3件についてご審議をお願いします。いずれも、詳細に説明させていただきますので、ご議決・ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） これで行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（樋口泰幸） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により9番 栗林政伸君、10番 土居英昭君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（樋口泰幸） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において、本日から15日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月15日までの9日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（樋口泰幸） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に監査委員より、第2回臨時会での報告以降10月末日までの例月現金出納検査及び文化会館、図書館の定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。

最後に、本日までに受理しました請願・陳情は、町会議規則第90条及び91条の規定により、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 研修報告

○議長（樋口泰幸） 日程第5研修報告を行います。厚生常任委員長の報告を求めます。

○13番（中島博志） 去る、10月2日から4日までの3日間、厚生常任委員会におい

て、岡山県浅口市で介護予防事業及び地域包括支援センターの運営について、また、島根県斐川町で国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度について視察研修を行いましたので報告いたします。

始めに、岡山県浅口市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援を行う、浅口市地域包括支援センターが岡山県内でもいち早く開設されており、本年4月から運営されていました。浅口市の人口は3万8,543人、高齢者数1万52人で、高齢化率は26.08%、うち新予防給付対象者は484人を見込んでいました。また、特定高齢者出現率は、平成18年9月の時点で、65歳以上の受診者数1,369人に対し、特定高齢者判定数48人で出現割合が3.5%となっていました。また、介護予防事業としては、生きがいを中心に、後期高齢者やうつ・閉じこもり・認知症予防、バイタルチェック、問診、レクリエーション運動、昼食など、毎週1回各会場、地域に応じた出前サービスが実施されていました。

次に、斐川町は人口2万8千人余りで、島根県でも人口が増え続ける町であり、本町に比べ財政力も高く、富士通の企業が誘致され税収も多い町であります。斐川町国民健康保険事業の18年度事業として重複受診者・多受診者・健康診断後の精密検査未受診者等への訪問指導事業と、食生活・健康相談、小児期・壮年期の生活習慣病対策、ストレス改善指導、地域健康づくり事業、医療費通知、人間ドック・脳ドック、高額医療費支払い貸し付け等の保健指導事業の取組み状況について説明を受けました。その中で、国民健康保険事業の17年度の決算状況では、保健給付費の一般分が8億2,144万円で1人当たり11万6千円、退職分では5億8,911万円で1人当たり29万円、老人保健拠出金は一般分3億1,001万円、退職分6,966万円、介護納付金1億3,122万円となっており、本町に比べ1人当たりの医療費が低く、老人保健への拠出金も少なく、事業の効果が伺われました。また、現在、愛媛県においても進められております後期高齢者医療広域連合について、島根県の設立準備委員会での計画の進捗状況と経過説明を受けました。以上が研修の概要であります。

本町においては、ご承知のように、高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴って国民健康保険の医療費が年々増加する一方、長引く景気の低迷による加入者の所得低下等の理由により、財政状況は非常に厳しくなっているのが現状です。また、高齢者医療・介護保険医療費も増加しており、医療費を抑制するため健康づくり対策や介護予防対策が重要であると考えます。

いずれにしても、地域住民の皆さんが主体的に健康づくりに参加し、病気にかかる前の予防事業を積極的に取り組むため、国民健康保険事業、保健衛生、高齢者保健事業、介護保険事業が全庁的な連携の中で実施されていく必要があると改めて認識した非常に参考となる視察研修でありました。以上で、厚生常任委員会視察研修報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○18番（三谷喜好） 産業建設常任委員会の研修報告を申し上げます。

私たち産業建設常任委員会6名は、去る10月24日から26日の3日間、地域の物産直売施設とまちづくりについて、大分県と熊本県で視察研修いたしました。

始めに、まちづくりと農林業の現況と実態をもとに、各主要道路にあります道の駅を3カ所視察しました。まず、大きな施設やよいは“人と町と自然がふれあう水辺の里”をテーマに取り組みられていました。施設は旅の疲れを癒すやよいの湯があり、心ゆくまで楽しめる温泉施設になっていました。又、豊かな自然に育まれた安全で新鮮な農林産物の即売や地元の食材を使った郷土料理、新鮮野菜、海産物、水産加工品、乾物等、観光客や家族連れにも人気があり、また、やよいコスモスまつりも開催中で多くの人達でにぎわっていました。

次に、国道57号線にある道の駅なみのは“古の旋律に思いを馳せて”がテーマで、初秋の波野はそばが有名で風物詩となっています。イベント広場ではそばの手打ち体験も出来、そのまま食べるとの事。視察中は畑一面、大根、白菜、キャベツ畑になっていて、野菜等は安く売られていました。又、宿泊施設なみの高原やすらぎ交流館があり、スポーツ合宿や家族での利用者が多いとの事でした。

次に、国道212号線、道の駅やまくには、ホテルに舞う夢の里。“清流・緑・ホテル”がテーマで、ホテルの形をした街路灯やステンドグラスを設置しており蛍の里にふさわしい施設になっていました。特産品として山国梨や、椎茸、新鮮野菜、豊前みかん、ゆず等、又、農産加工品として干し柿等も有名です。

次に、大分県日田市の第三セクターとして運営されている響きの里の現状と問題点を研修しました。この第三セクターは、大分県元平松知事の一村一品運動の中で、梅を植えてハワイに行こうのキャッチフレーズで山村の大山町が取り組んで有名となった町です。砥部町の七折地区と同じ梅が特産であり、特産物をどう町づくりに生かしているかの観点から研修しました。この大山町の響きの里は、現在、町村合併で日田市と合併、日田市の第三セクターとして運営されているそうです。大山町は、一躍梅で有名になったそうですが、一軒あたりの農家収入を上げないと、このままでは若い人たちの農家離れは大きくなると考え、加工を増やす必要があり、梅干ばかりでなく、梅のリキュールをニッカの技術と提携、これがテレビに取り上げられ、全国のデパートで取り扱われ、次々と新製品が開発される状況だそうです。また、そうした販売を広げるために、市場調査や経営の厳しい管理を行っているとのこと。この響きの里は梅酒の販売の他に、食事どころ、温泉、工芸ハウスなどを持っていますが、部門別の経営管理を把握、市場調査では1時間で行ける交通圏内ということから商圈を福岡市に合わせ、他の分野でも同市と連帯する戦略を取るなどの積極性は、他の第三セクターの運営に欠けているところと感じました。響きの里支配人の緒方さんは、東京からUターンした役場の元職員だそうです。たまたまこの企画の責任者となったことから第三セクターの責任者になったそうです。事業の成功の裏には努力があり、これを支える意欲と闘志を持った人がいることに改めて感心すると共に、我々にとっても町づくりのヒントを得たように思いました。

最後に、研修では、その地域の人達は特産物等を自信を持って作り、販売しており、その場でしか得られない住民との交流やふれあいが楽しめました。目で物を見て、耳で聞き、口で人から人へ伝えていくこのようなまちづくりを、今後砥部町のまちづくりに生かしてまいりたいと思います。いずれにしましても、地域資源を活用したサービスを提供し、自



立的な地域産業活性化につながるまちづくりのあり方について有意義な研修でありました。以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 最後に、総務文教常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○17番（玉井啓補） 総務文教常任委員会の研修報告をいたします。

去る11月7日から2泊3日の予定で、長野県大町市八坂学園及び長野県北安曇郡小谷村留学山村交流センターへ、山村留学についての研修をいたしました。その報告をいたします。

1日目の育てる会の八坂学園での研修は、都市化社会の弊害に起因する社会現象、受験戦争、社会環境の変化、欲求不満耐性や自立心の低下、過干渉や過保護などの是正目的で農山村の自然と文化を活用した青少年の育成を目指し、昭和43年に開校し、当初1週間学習から始まり昭和51年より一年間学習し財団法人化しました。事業実施方法は、農家の方の協力を得て月半分をホームステイとし、ホームステイ料金は食事代として1泊2千円から3千円支払っています。ホームステイは1カ月ですと農家の方も大変です。あと半分は寄宿舎で共同生活しています。地域交流活動の推進、地域の児童生徒を対象とした活動の実施、地元の要請に応えた教育活動への指導協力、留学生父母と地域住民との交流活動の推進。父兄の考え方では採用としない。本人の意思、理解を確認しないと入学を断る。山村留学の中心課題は歩くことにより体質改善を目指している。1日4キロの山道を通学させている。熊が出る場合もある中で、歩くことにより、アトピー以外の体力の改善はできました。児童は小学生が15名、中学生16名です。年間居住費学校関係費、入園金10万円、施設教材費5万円、月謝7万9千円掛ける12カ月、その他実費6万円などが必要となり、年約115万8千円の必要経費となっております。生徒の大半は大阪、名古屋、東京が中心です。

2日目の小谷村は、小谷村議会議長、商工会副会長、村役場振興課長補佐、おたり山村交流センター担当の参加を得て、小谷山村留学がなぜ21年間、卒業生500人を超える留学生が巣立ち、村の事業として取り組んできた事業の幕を閉じ、特定非営利活動法人へと変更した趣旨と経過の説明を受けました。大きな原因は、平成14年村内3小学校の統合決定に伴い、平成16年山村留学廃止で幕を閉じたのです。山村留学生が村に来なくなるとを村民に伝えられたとき、お年寄りや住民、特に里親として当事業に協力をしてきた方から生きる糧をなくしてしまうという声が聞かれるとともに地域活動家、アドバイザーである俳優の永島敏行氏から元気をなくしつつある過疎地域が生き生きするためにも、都市と農村との交流の橋渡しをしてきている山村留学事業の火を消してならない。日本の未来のためにも地元が頑張りたいという意見をいただき、山村留学事業で地域の活性化とこれからの未来を担う大切な子どもたちの豊かな人間性を養うことを目的とし、この目的を実現するために、平成18年、本年でございますが、6月NPO法人設立認証申請を提出。今年9月、NPO認定決定され、特定非営利活動法人小谷山村留学育成会設立をしたのです。小谷山村留学育成会は、正会員一口1万円、入会金2万円。財政面で支えていただく賛助会員一口5千円いずれも1年間の募集をしています。年間居住費は学校関

係その他必要により年間約1人当たり82万円だそうです。留学生の事業は、八坂学園・おたり山村交流センターの共通点は、自然の優しさと恵み、自然の力を体験でき体力向上を図り、特殊の資格を持った専任指導員が自信を持って指導し里親制度も併用しています。また、動物と一緒に暮らすことによって、感情調整や意欲向上、自尊心、責任感など人の事を気かけられるような人間づくりを目指しています。

最後に全国の14カ所運用している留学制度の必要経費は最高長野県のNPO、暮らしの学校いだらぼっちの年間120万円から砥部町の66万6千円の必要経費を申し上げて研修報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） これで研修報告を終わります。続きまして一般質問に入りますが、玉井さんちょっと体調が悪いみたいで、ここで10時まで休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時58分 再開

~~~~~

日程第6 一般質問

〇議長（樋口泰幸） 日程第6一般質問を行います。

質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。

それでは、質問を許可します。17番、玉井啓補君。

〇17番（玉井啓補） 17番。玉井でございます。一般質問させていただきます。なお、先ほちょっと体の調子が不調のため、委員会研修の報告がお聞き苦しい事があったと思いますが、お詫び申し上げます。質問事項としては、まちづくりについてと高額医療費の受領委任方式についての2点をお尋ねいたします。

新町砥部を記念して、住民の皆さんが自ら考え自ら行動できる地域づくりの礎にしていたため、「キラリと光り続けるまちづくり」と題するシンポジウムを開催いたしました。その講師として松崎了三さんが、「見つけよう砥部流まちづくり」のテーマで5名のパネリストの参加を得て、開催されました。基調講演は、「砥部まるごと販売術」と題し、よそ者を活用せよ、村のいいところを探しても。自分では見えにくい。外から「元気やなあ」と言われて始めて、うちの村はそんなにいいのかなという認識をする。みんな内部だけでは分らんよ。よそから分らんし。内部だけでなんとかしようとしているけど、活性化というのはきわめて外部環境の問題なわけです。よそ者をどう入れるか。内部と外部環境が共通のイメージを持った時、初めて村も商品もブランドになる。もう一つは、強い部分を発見するっていうこと。人間、弱い所を補完しようとするけれど、逆に強い所を見つけて、そこにいったん集中する。田舎は金もないし、仕事もないし、おばあしかおらんし人も減るとい世界がある。でも、逆から見たら、おばあさんの知恵があるとか、空気と水がきれいとか、星がきれいとかという世界がある。どっちをみるかが問題だと思う。村おこしは、みんなでやらなあかんというけど、ある意味では高知県馬路村も東谷のおっちゃんが一人でやってきたわけです。ぼくらはあくまで縁の下の存在。あの人のパワーはすごい、感も鋭い、これ面白いとか、やめておこうとか、そういう物差しをちゃんと持っている。第二の馬路村が生まれるかどうか、村におっちゃんのような人がおるかどうかならうね。と、松崎了三さんはお話をされております。また、砥部の交流憲法10カ条を提案されており、陶街道五十三次を核に砥部陶街道文化まつりが開催されたものと考えられますが、年一度の行事の開催では、あまり発展しないのではないかと考えられます。以前の陶街道五十三次の質問の時に、標識が少なく、利用者には分りにくい、関係者の中には、「とりあえずポイントを選んだ感があり、同町の良さをじっくり味わっている人はまだ少ない。もっと陶街道を生かした仕組みを作らないと一過性に終わってしまう」と危惧する声もあると指摘していましたが、町長は1月1日の合併に合わせたため無理があった部分もあると答弁でございますが、どのように手直ししたのかまずお尋ねいたします。そこで、再度提案いたしますが、陶街道五十三次の見直しを検討されたのか。また、地元産の販売は、お年寄りのパワーを生かした札所に野菜などの100円市の設置を考え、販売する考えはないか。観光行政はリピーターを重要視しないと発展はないと考えますが、町長のご所見をお伺い

いたします。

次、高額医療費の受領委任方式でございますが、高額医療費の受領委任方式については、10年前に一般質問いたしておりますが、再度申し上げます。いま、心臓手術やがんの手術など長期入院等高額医療費の負担は、患者にとっては深刻です。年齢、収入によって違いはありますが、最高69万から最低6万3千円の一定額を超えた場合には、高額医療費として2、3カ月後に保険から返ってきます。これはご承知のとおりだと思います。医療費をいったん窓口で全額支払わなければならない、高額貸付制度があるとはいえ、その一時支払いの工面が大変です。そこで、高額医療費の受領委任方式が新潟県内の市町村で始まり、今全国で広がっています。高額医療費の受領委任方式とは、高額医療貸付制度がありますが、その高額医療費を患者が医療機関の窓口で支払わなくても済む制度です。患者や住民には大変喜ばれています。

この受領委任制度、現在は、国保の本人や家族の適用は、患者が、年齢、収入により、限度額が異なりますが、超えた分は、患者から委任を受けた医療機関が、市町村から直接支払いを受ける仕組みとなっています。この特徴は、医療費の支払いが真に困難な者にとって、自治体は、医療機関が同意したものは受領を基本的に承認する方式をとっていることです。そのため、利用度は高い状況にあるそうです。また、この制度については、行政に特別の財源負担がいらぬ医療機関にとっては高額医療費分の未払いがなくなるなど、誰にとっても喜ばれるものです。なぜうちではやらないかという住民の声が新潟県内の全市町村に広がり、また、制度ができて所得制限など厳しくするとせっかくの制度が死んでしまいます。新潟方式のように対象を定めないことです。新潟県でこの運動が起きたのは27年前で、この受領委任制度は貸付制度を実施する市町村が全国的に出てきたことが、厚生省が「この受領委任方式は原則を逸脱しているが、条件を満たせば今後のその実施を認めていくという」趣旨の内申を出しています。そこでお尋ねいたします。本町で実施している貸付制度を拡大し、受領委任方式を制度化されるよう町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の玉井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず一般的なことでございます、まちづくり。砥部町でいいますと陶街道のまちづくりということになります。これについてまずお話をさしていただきたらと思います。まず砥部町の五十三次というのが17年の1月1日、広田村との合併を機にスタートいたしました。まず53のポイントをどのようにして選んだかということでございますが、公募をさせていただきまして、そしてまた、私有地を一般に公開することをご承諾いただけるというところまで選定いたしまして、その後、選考委員会で53の箇所を選ばせていただいたということでございます。そして、このポイントにつきましては、単にスタンプラリーのポイントというだけでなく、周辺の地域の皆さんの知恵と工夫によって、自らが地域独自の活性化事業に取り組んでいただくということで、住民参加のまちづくりを推進していただきたいということが願望でございます。そういうことでこの陶街道のまちづくりというものは、地域の活性化という大きな部分がございます。今後も、理正院さん、そして坪内邸さん、

道の駅ひろたさん、伝統産業会館等で各種のイベントを充実させていき、陶街道を盛り上げていきたいというふうに思っております。

それでは、1点目の陶街道の見直しについてというご質問でございますが、まずポイントにつきましては、2年が経過しようとしておりますが、冬季の積雪などの影響により、巡ることができないポイントについては、予備を作らしていただきました。また、特別に問題がない場合は、周知や経費の問題等もありますので、今しばらくこのままでいきたいというふうに考えております。また、ご指摘の標識が少なく、利用者に分かりにくいという点につきましては、四国電力、そしてNTT、また町民の皆様のご協力をいただきまして、約100カ所の案内板を設置しましたので、この問題についてはほぼ解決できたのではないかとこのように私は思っております。

続きまして、2点目のご質問でございます。陶街道事業は、巡回される皆さんに楽しんでいただくことに併せて、その周辺地域が活性化することが大切です。これは総論で申し上げたわけでございます。街道沿いには、周辺地域の皆様のご協力をいただいて、先生がおっしゃる野菜や果物の無人市、100円市とかをこれからは充実させていきたいというふうに考えております。それと同時進行で、やはりせっかく巡っていただく方におもてなしをするというのも大切な事と思っておりますので、この点につきましては、地域の皆さんと連携を図りながら活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目のご質問でございます。近年は、観光ニーズの多様化などにより、観光を取り巻く環境は大きく変化をしております。今までの旅行形態は、団体旅行の形態が個人旅行へ、そしてまた、周遊型から体験型・目的型に変わっているのは、もうご存知のとおりでございます。新しい観光の方に来ていただくだけでなく、もう一度同じ人に来ていただく、俗にいうリピーター客を確保することが大切であるというふうに考えております。今、伝統産業会館では、ボランティアの皆さんによるお茶のおもてなしなども行っておりますし、理正院におきましても同様の事が行われております。また、新しい試みといたしまして、完巡メダル、これに干支を入れて、その年その年の第何号であるかということ今試作でもう作り上げております。そのことによって一回だけ来るのではなくて、戌年の何番で私は陶街道を周りましたよ、また来年になると猪年の何番でしたというふうに、同じ方が何度も来ていただけるように、そして12個揃えばとか、なんかそういうような楽しみのあることも考えていきたいと思っております。やはりリピーター客を増やすということが、地域の活性化、そして、皆さんのまた楽しみもつながると思っておりますので、そういうことに積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、高額医療費の受領委任方式についてでございますが、もう先々ご承知のとおり、現在は70歳未満の被保険者が医療機関で受診した時、1カ月分の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合には、窓口で自己負担額を支払った後で、保険者に高額療養費の支給申請を行う必要があるということでございます。これに対しまして、70歳以上の方につきましては、一医療機関ごとの入院に係る高額医療費については、現物給付が行われているところでございます。従いまして70歳未満の方を今後どうしていくかという問題になるかと思っております。このような現状の中で、厚生労働省におきましては、このたびの医療

制度改革の関連として、平成19年4月から70歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費についても、あらかじめ、保険者から自己負担限度額に係る認定証の交付を受けていること、これが一つの条件ではございますが、この要件を自分で受けていただきますと現物給付化の方針を示しております。そういうことで、まだ正式な決定通知はいただいておりませんが、今後、国の情報を的確に把握して、来年4月からの70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。玉井先生がご望みになっている事が、ほぼ叶えられるのではないかと私は思っております。

以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 2、3点質問させていただきます。この松崎了三さんが講演の時に言われておりました。「いなかはおばあさんしかおらんし、人も減る。おばあの知恵があるとか、空気と水がきれいとか、どっちを見るかが問題だと思う。」と言われるようにお年寄りのパワーは大変です。以前の一般質問にも申し上げましたが、そのパワーを発揮しているのは徳島県の上勝町の高齢人口比44.1%の過疎化の町ですが、高齢者が考えた日本料理につきものの葉っぱを拾いに行ったり、栽培したり、全国8割の出荷で2億5千万円の売り上げを上げています。そして、健康長寿のまちとして高齢者が元気一杯です。それに似たような内子町のからりの発展は、農家の婦人の方が、野菜を売ってハワイに行こうとの発案で始めたのが大当たりをして現在に至っていますのは、ご承知のとおりでございます。そして、昨年、北海道のニセコ町の農産物売り上げは、現在2億3千万円でありましたが、その農産物の販売は、次々出されております100円ショップが拡大したものでございます。それと、もう一カ所。高知県四万十町大正地区。これ大正町が合併いたしました。四万十町になり一地域になったわけですが、その活動をテレビで放映しておりました。四万十町は、3カ村が合併して2万1千人となった町です。大正地区は、老人だけが残る川やまちの良い所があり、故郷を愛し、何かしなければと考え、大正美人の会を作り、ボランティア活動を立ち上げたものです。活動内容は色々ございますが、昔かたぎの酒搾り体験、こんにゃく作り、昔懐かしい駄菓子屋。大正地区の名所、古跡の観光案内。月一回の運営会の反省会を開催し、活動方針を出しております。そして観光客をもてなす会だそうです。生き生きとして活動している町村を紹介しましたが、本町も他の町村の活動を見習い、活動を参考にして計画を立てるべきだと考えます。いかがでございましょうか。

17年度の決算報告が、この中には五十三次のスタンプラリーの報告が出ておりますが、完巡者が今年の10月末で1,073人。それから特巡者というので、ポイントを指定したラリーが455人。それから10カ所を指定したウォークでございますが、これは町内を中心しておりますが251人です。こういうように、色々考えてなされておりますが、陶街道五十三次スタンプラリーは、自然、歴史、文化、砥部焼に係る53のポイントを訪ねて回る観光ルートとして実施しております。陶街道五十三次には、17年度には約800万円支出しております。その割には、五十三次の完巡者が1,073人については、多いか、少ないか、どのように評価されるのか、今後の問題にかかるかと思えます。それと、先ほど、高知県の陶街道五十三次を紹介しましたが、やはり、故事来歴といいましょうか、昔か

ら伝わっている物事やいわれの歴史の祭りは、由来が書いてあるが実物が見えない。そこを直さないと意味がないのではないか。また、説明するボランティアを募集し、養成すべきと考えますがいかがでしょう。特巡者が、多いのは力を入れられているのか、見直し計画はあるのか。結論として、先ほど町長の答弁もありましたように、やはりリピートというのが一番大切だと思われまます。それこそ1回来て、これはつまらなんだではいかないと思いますので、この件については、どのように、具体的な計画があればお知らせしていただきたいと思ひます。

次に、高額医療費の受任については、私もずっと以前から申し上げていましたように、来年の4月より実施するという答弁でございますので、新潟県の27年前、それからずっと他の市町村についてもやって、ようやく、私10年前の一般質問が実現できたかなと思ひて、大変嬉しく思ひております。以上の事につきまして、五十三次のラリーについての1点だけ、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 陶街道につきましても、いろいろなご提言をいただきましてありがとうございます。この中で、松崎了三さん、高知の方なんです。私の実は友達でいろいろご講義をいただいておって、なかなかユニークな方であって、いい話をするということで、お招きをしたわけでございます。そういうことで、彼とはいろいろな話をしてまいりました。その中で、やはり彼が言うのは、まず見方を変えたらいろいろ新しい良い所が出てくるんじゃないかということで、玉井議員さんが言われたように、空気がきれい、水がきれいといったら過疎だというような印象を、実際はそれを反対に見たら、夜は電気が少ないから星がきれいとか、そういう所に目を向けてやるのが本当の村おこしであると言われております。そういうことで、観点を変えれば、欠点が長所になるという事を、彼は訴えているというふうに思ひます。そしてまた、もう一つ大事な事は、村おこしというのは全員でやらなければならない。しかし、中心になるしっかりした人がおらなければならないということです。ということは、玉井議員さんがちゃんと書かれておりますように、馬路村が何故これだけ発展したかというのは、やはり中心になった東谷専務。今組合長になられましたけれど、この方が本当に自分がそれに没頭して、とにかくやったからだと思うんです。やはり村おこしをするには、中心的な人が必ずいると思ひます。からりにしても同じでございます。上勝町にしても同じでございます。そういうことで、やはりそういう芯になる人を私はこれから養成していかななければならない。いうふうに考えております。そして、やはりからりにしましてももちろん野菜をしたおばちゃんが一番の中心であっても、全体的なデザインというのは、やはりデザイナーの方が全体をデザインして、からりという名前を付けるにも、反対が、フルーツセンターとかいろいろな名前が多かったと。だけど河内町長が、たった3人しか「からり」という名前には賛成者がおらなかったけれども、河内町長が一番覚えやすい名前、そして覚えやすいということは、人に話しやすい、そういうふうなことで付けたというようなことを私も伺っております。そういうことで、これからのまちづくりについては、いろいろな方の識者の意見も聞こうし、そしてまた特に熱心な方を養成して行って、その方を中心にまちづくりをしていく。これは、私も非常に大

切なことだというふうに思っております。今後もそういう方向で陶街道のまちづくりを進めていきたいというふうに思います。それと、陶街道のまちづくりに800万の予算ですが、これはスタンプラリーに800万を入れたわけではございません。スタンプラリーに入れた部分もございませし、まつりを作った部分もございませ。そういうことで、これからの評価については、さっき先生が言われましたように、これが本当にまちおこしになったかどうかというのは、これから問われる事であるというふうには思っております。完巡の方が今1,150名ぐらい、そして、特巡というのは、県外の方が5カ所回ればメダルが貰えるということでございませが、これは1,300名を上回っております。そういうことで、これについてもそれぞれの見方によって多い、少ないはあろうかと思ひませが、来ていただいた方に、今までなかったものとして、私は喜んでいただいておりますというふうに認識をしております。そういうことで、これからもいろんな事を考えて、このまちづくりを進めていきたい。できるだけお金はかけないで、みんなが楽しめるというのが私は一番大切なことだと思ひませ。しかし、おまつり等には若干お金もかかります。その時は、また、議員の皆様方にもご相談をしますので、ぜひともよろしく願ひいたします。

それと、ボランティアの養成につきましては、これも本当に重要なことだと思ひませし、先言ひました中心的になる人、これをぜひとも私どもは考えていかなければならない。それぞれのオーソリティーを私は作っていかなければならないというふうに考えております。

それから、リピーターの具体的な事は、先ほど申し上げましたように、これがすべてではございませが、やはりそれぞれのポイントを魅力あるポイントに変えていく、これが一つと、やはりまた、遊び心としてメダルも、干支を入れていくというのも一つの方法、具体的にとは申しませが、そういうことも考えております。いずれにいたしましても、一度ではなく2度3度来ていただけるような施設にしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひませ。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 答弁いただきまして思うんですが、私は最後に思うんですが、やっぱり発展しとる町村をみますと、自分自身が人に押し付けられてやるんじゃないかと、自分自身が自発的にそういうことをやっておることが、発展しておるんじゃないかと思ひませ。特にボランティアの問題。これ考えてみると、馬鹿みたいにただ働いてどうやという気もあります。そういうことを意欲的に作る人に力を入れるということが大切じゃないかと思ひませ。それから、今年、陶街道文化まつりを大々的にやられましたが、極端に言うたらこれが発展しますと、毎月、毎日どこかでこういう行事ができると、年に1回ただやりました。作りませではなく、年にできるようなことも考えて、行政はやっていただきたいと思ひませ。以上です。答弁はいりませ。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君の質問を終わります。続きまして、14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 議席番号14番。田室博志です。母子センター跡地利用について、消防署庁舎2階事務所の整備について、2点についてお伺いをさせていただきます。

旧母子センターは、この地での母子健康センターとしての業務を終えて久しく、その後シルバー人材センターの事務所、ハートピアみなみの作業所・事務所、手をつなぐ育成会

事務所として再利用されておりましたが、建物の老朽化が進み、一面では原町地区公民館が手狭であるということもあり、地区公民館として再建しようということで、平成14年には原町地区公民館建設に向かいました。これに伴いまして母子センターが解体撤去され、シルバー人材センターは撤去後、母子センター跡地の一部を利用しプレハブの事務所を建設。ハートピアみなみ、手をつなぐ育成会は、原町連絡所への移転を行い、それぞれに事業を進めております。地区公民館の建設は、時代の変遷もあり頓挫をしたままで解体撤去から1年が来ようとしております。今後この地をどのように活用されるのか町長のご所見をお伺いをいたします。

続きまして、消防署庁舎2階事務所の整備についてお伺いします。消防署庁舎2階事務所は、昭和50年に庁舎建設以来、改装がなされておらず今日に来ているところであります。事務所では年次と共にOA化が進み、パソコン機器、無線機器、電話機器など順次導入されておりますが、これらの配線が事務所内にむき出しのまま配置され、天井からも配線が下がり、時代に即した消防署の事務所とはほど遠い感じがいたします。改装整備をする必要があると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上2点についてよろしくお願ひします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長(中村剛志) 田室議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、母子センター跡地の利用についてのご質問でございますが、母子健康センター跡地と隣接する町有地につきましては、ご指摘のとおり公民館を建設するために事業を進めてまいりましたし、購入をしてきたわけでございます。ご質問の原町地区公民館は、新町建設計画にも盛り込んでおり、私も大変心苦しい気持ちを持っております。しかし、現在の財政事情を考えると、なかなか踏み切れないものがあり、当面、建設は難しいというふうに思っております。とは申しましても、現状のまま放置しておくことは、貴重な財産を無駄とは申しませぬけれども、活用できないという事でございますので、考えなければならぬというふうに思っております。現在作成を進めております町総合計画の中でも検討を行いまして、できるだけお金をかけない方法で、例えば、小運動場とか公園とか、近隣の皆様に喜んでいただけるものを取りあえず作ってみたい、というような気持ちを持っております。

次に、消防署庁舎2階事務所の整備についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり昭和50年の建築の建物でございます。そしてまた、事務所の改修は行っていません。そして、事務様式が変化してまいりました関係で、事務所の中が煩雑になっており、上からいろいろなコードが垂れているというようなことも見えます。そういうことで事務所の改修の必要性というのは、私も感じております。しかし、消防庁長官から消防の広域化基本方針が示されまして、平成19年度中には、ある程度の目途がつくというふうに言われております。それから後5年後には、消防の計画が実施されるということが言われております。そういうことで、伊予消防組合の中での討論も踏まえまして、これについては考えていきたいと思ひます。もちろんいろんな配線が多くなっておりますので、それによって火災等いろんな問題が起こるといふことの心配があれば、またその時点で対応をしていきたいというふうに思っております。以上で、田室議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

きました。

○議長（樋口泰幸） 田室博志君。

○14番（田室博志） 母子センターの跡地は、土地の購入も含めまして2,142.35㎡あります。この内、シルバー人材センターがおよそ500㎡を利用しております。残りがおよそ1,642㎡あると考えております。町長ご指摘のとおり、箱物建設は時代に合わない、私もそのように考えております。そんな中、今後南海地震等の可能性も指摘をされておる現在であります。先般、防災マップの配布がありましたけれども、砥部地区のこのマップを見たところ、一時避難所が地域バランス的にみて、あの場所が非常にバランス的にいいんじゃないのか、そんなふうにもみえるわけでございます。ぜひ、この土地を一時避難所として今後整備していったらどうかと、そんなふうにも考えますが、この点についてどのようにお考えか、お聞かせ願ったらと思います。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長(中村剛志) 田室議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。箱物は今の時代にそぐわないことをご理解をいただいておりますことに、まず感謝を申し上げたいと思います。そして、やはり今南海地震等の予測もされておりますし、そういうことで、ここを避難場所にするのは、私も非常にいい場所ではないかというふうにも考えておりますので、それも含めまして、これから前向きに検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 田室博志君。

○14番（田室博志） 前向きな答弁ありがとうございました。ぜひ、そうした方向で進んでいただければ、幸いに思います。質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 田室博志君の質問を終わります。続きまして、11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番。宮内光久でございます。私は2点について質問をいたします。

まず1点目は、ごみ有料化についてでございます。現在、砥部町では国の方針等を考慮した上で、砥部町環境審議会の中でごみ有料化について検討中との事でございますが、ごみ有料化は町民にとって大変負担が大きく、深刻な問題でございます。平成13年にダイオキシン対策、埋立処分量の削減などを考え、美化センターを焼却施設からRDF施設、ごみ固形燃料に切り替えたものでございます。旧焼却施設からでた灰は、千里埋立処分場で処分しておりましたが、今のRDF施設は、ごみを乾燥させて固形燃料化し、その固形燃料は、岡山県にある製鉄所に運搬され、その後有効利用されております。平成17年度のごみ排出量は7,374トン。年々増加し、右肩上がりになっているのが現況でございます。私の職場でもごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む人がいる一方、これらの事に無関心で、意識していない人もおります。砥部町としても町民の皆様にごみ減量化に、削減化に対して意識を持っていただくよう、説明をし、理解をしていただかねばならないと思います。まず1点質問をいたします。ごみ有料化に対して、住民アンケート等を取って検討しているのか。また取っているならばその状況をお知らせください。2ごみ有料化をどのような方法で実施していくのか、また予定しているのかお伺いをいたします。町民

にとってどの位の負担になるのか、具体的にお聞かせください。4として、他の市、町がごみ有料化を実施しているが、その成果はどのようなになっているのか、具体的にお答えください。又、苦情等はどのような事であるか、把握してあるものすべてのものをお知らせください。5ごみ有料化について、今後、どのような方法で住民に理解していただくのかその方法と計画についてお伺いをいたします。以上5点について町長のご所見をお伺いします。

2点目は広報とべについてでございます。広報とべを編集している編集員さんは毎月大変苦勞をされていると思います。平成18年9月号から11月号の中に、砥部町行財政改革町財政健全化計画その①から③までを掲載されておりますが、このような計画案はシリーズにするのではなく、2ページを使って載せた方が町民にとって分かりやすいと思います。おりしも夕張市の赤字再建団体問題で、テレビや新聞、マスコミ等で報道されておりました。住民は財政破綻については知らない間に興味を持ち、関心を持っておられると思います。広報とべの10月号だけ見れば10年間の収支不足、28億2,500万円の収支不足が目飛び込んできます。そして11月号で、10月号で示した、28億2,500万円の収支不足を解決するための具体的な方策について掲載をされておりました。住民全員がこの町財政健全化計画のシリーズを見て理解をしていただいているとは思っておりません。住民の目線で分かりやすく検討してみてもどうかと思います。以上2点について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今、宮内議員さんから町にとりましても大変重要な問題でありますごみの問題についてご質問をいただきました。このごみ有料化につきまして町としましても今正面から取り組んでいるところでございます。それでは、先ほど5つのまず質問をいただきましたのでそれを順番にお答えさしていただきたらと思います。

まず、1点目でございますごみ有料化に対する住民アンケートとそれから、そのアンケートの中での状況という事でございます。環境基本計画を策定する際に、ごみの有料化に関する項目も含めて、環境に関する町民意識調査を実施いたしております。回答していただいたうち37.1%の人が、ごみの減量化や資源化では、ごみの有料化を導入する必要があると回答していただいております。また、68.1%の人がごみ処理費用の負担において、ごみを減らす努力をしている町民も、そうでない町民も、同じ無料ということに対し、不公平感があるという回答をされております。これらのことにつきましては、砥部町環境基本計画の中に詳しく載せておりますので、それをご覧になっていただきたいたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問でありますごみ有料化をどのような方法で実施していくかということでございます。有料化の方法につきましては、全国及び県内で有料化を実施している自治体のほとんどが採用しているような、町指定ごみ袋以外の袋での排出は認めず、町指定ごみ袋を購入していただくという指定袋制の単純従量制を予定しております。

続きまして3番目の町民の皆様のご負担ということでございます。このことにつきましては、町民の皆様のご負担、ごみ処理にかかる経費を基に、手数料として費用負担を求める

割合を定めて算定することが基本となりますので、もちろん近隣市町の単価も参考にして検討していきたいというふうに考えております。

4番目に他市町がごみの有料化をしているが、その成果と苦情等どういふのがあるかということですが、既に有料化を導入している自治体に対して行った調査によると、ごみ有料化により平均10から25%程度のごみ減量が見込めるということですが、これは、松前町もやはり町長にお伺いすると、松前町も20%くらい減ったという事を言われております。また、1人当たりのごみ排出量も、有料化を実施している自治体の方が、そうでない自治体に比べ、約2割少ないということも言われております。排出されるごみ量は、有料化直後は減少するが、その後は横ばいか、微増の傾向にある自治体が多いということも言われておりますので、有料化の後も、やはりごみの減量化対策とか啓発に取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。苦情はどういふことがあるかといいますと、排出したごみ袋が違う等で、ごみ集積所周囲の住民の方から、取り残しに対する苦情が出ているようでございます。当町におきましても、今年10月から松前町が有料化を行ったわけですが、有料化後1週間は取り残しが多かったわけですが、徐々に減少して、1ヵ月後にはほとんど取り残しは無くなったというふうに聞いております。本町としまして、有料化後1ヵ月間の施行期間を置いて、排出方法の浸透を、啓蒙を図りたいというふうに考えております。

続きまして、5点目の今後どのような方法で住民の方に対して理解していただくのかということですが、あらゆる機会を捉えて周知を図っていく必要があると考えております。まず、見本の指定ごみ袋と周知チラシを各世帯に配布したいと考えています。また、各地区で説明会も予定をしております。その他、広報や町のホームページでの情報提供、公共施設等でのポスター掲出やチラシの配布などによって、周知を図っていきたくて考えております。ごみ有料化は、排出者である町民の皆様へ、ごみ処理に要する費用の一部を手数料としてご負担いただくもので、ごみの減量化、負担の公平化等の観点から必要と考えております。今後、十分に検討を重ね、ごみ有料化が円滑に行われるように努力をしてみたいと思います。

次に、広報とべについてのご質問でございます。広報とべ9月号から11月号に載せました町健全化計画のご指摘でございます。これは、行財政改革の内容をシリーズでお知らせしたわけですが、それぞれが短編で3回に分けたものですから、議員さんがおっしゃられるように10月号だけを見ると、収支でいいますと28億2,500万。これは、砥部はどうなるのかというふうに考えられた方も多かったかと思っております。ご指摘のとおりでございますので、今後はできるだけ1ヵ月の号の中にまとめてできるようにしていきたいと思っております。今回は、若干スペースの問題もありまして、まず、各月で1ページしか取れなかったというような事も報告を受けております。そういうことで、これからは特に町民の皆様へ分かりやすい紙面づくりを広報は心掛けてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、宮内議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） まず再質問をさせていただきたいと思います。ごみの有料化についてでございますが、私も勉強不足で意識調査をしているとはつい知らなかったわけでございます。今答弁をいただきました。その意識調査をしているアンケート等についてですね、私は広報とべを見ても見ますと、そのようなアンケートをして、その表みたいなものですかね、結果をですね、見てないような気がします。実際見てみますとですね、載っていないような気もいたしておりますので、ぜひ、その結果をですね、どういう形で砥部の町民の方にアンケート結果を載せているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、2点目といたしましてですね、ごみ有料化、今検討中でございますが、特別、生活保護者、弱者に対してですね、ある程度、1年間でもよろしいですから、例えば独居老人宅や生活保護家庭、母子家庭等には無料とか半額ぐらいで配布ができるような考えはないのかをお聞かせいただきたいと思いますと考えております。また、5番目の各地区で説明会をして回ると言われておりましたので、その説明会の中ですね、どのくらいの規模で説明に回られるのか。区を単位にして回られるのか、または、校区内ぐらいな規模で回るのかをお聞かせ願いたいと思います。また、参考資料として先ほどの意識調査表をもし出されていない場合は、出されておる場合はそれを参考資料としながらですね、説明会にも持っていただきたいと思いますと考えておりますが、この点について質問をいたします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今宮内光久議員さんから再質問をいただきました。このことにつきましては、担当の日浦課長の方から答弁をさせていただきます。砥部町環境基本計画の中にとのことですので、広報についての今ちょっと口はございませんので、それについても答弁をさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 宮内議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。まずごみ有料化についてのアンケート等の結果についてでございますが、全議員さんにもお配りしておりますこの砥部町環境基本計画それと、住民の方には概要版として砥部町環境基本計画概要版ということで、すべての世帯にお配りしておりますが、その中に詳しくアンケート結果をこのようにグラフにして載せておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。それと、2点目の生活保護者等に対する件でございますが、この件につきましては、現在の条例の中にも町長の判断で減免ができるという規定がございます。そういうことで、その規定を生かしまして、これからどういう方法がいいか、検討をしてみたいと考えております。最後に、住民説明会の関係でございますが、以前美化センターを焼却施設からRDF施設に切り替えた時に説明会を実施しましたが、その程度の規模を考えておまして、最低でも各区で1回、それと大きな区につきましては2、3回を実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で宮内議員さんに対するご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 日浦担当課長の方から説明がありました。一つはそのアンケートの調査表ですかね、これは概略として出したと、各家庭に配られたということでござい

すが、その中にはアンケート調査の結果も一緒に入っとるのかどうなのか、私はそこが知りたかったのでございます。そしてもう一つは、いろいろと今後検討していくということですね、私も今後勉強させていただきたいと考えております。そして、広報とべについてはですね、今後も住民の目線で分かりやすい紙面づくりをしていくとの答弁でございますので、今後ともよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。ただ一点、アンケート調査がその概要の中に含まれていたのか、含まれていないのかそれだけを聞かせてください。以上です。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 宮内議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。概要版の中には、アンケート調査の詳しい結果は入れておりませんでした。それで、現在、ホームページの中には、環境基本計画ということですので公表しておりますので、そちらの方で見ていただけたらと思います。また、説明会等にもアンケート調査の詳しい結果については、持参して説明をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は11時10分再開予定です。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~

○議長（樋口泰幸） 再開します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。私は3つの問題について質問をしていきたいと思っております。1つ目は、土地利用について。次に入札問題と財政と行政のスリム化という3点についてお尋ねしたいと思っております。まず、最初に土地利用についてお尋ねします。砥部町美化センターの手前に広大な土地が開発されていることは、多くの住民が承知していることと思っております。町長にとってもこの土地利用については、日夜心を痛めていらっしゃるのではないかと思います。ここへ大きな工場が入ることにより、雇用が発生し、消費が拡大されます。もちろん固定資産税、法人税も入ることもあるでしょう。町は今大きな事業を始めようとしている時です。税収入が増える事は、非常に魅力であろうと思っております。以前にも質問しましたが、町はこの土地が利用できるように手を差し伸べることができるのでしょうか。昨年のこと、私は一つの情報を耳にしました。県外のある花卉研究所が事業を始めたい。それには大学も力を貸す方向に検討というものでした。この話が成功すれば次々と進出したい会社が現れるだろうと一人喜んでおりました。理由は分かりませんが、この話も途中で頓挫し、今は影も形もありません。残念に思っています。また、多くの地権者の方々が少しでも早く、いろいろな処理が終わり安堵した日々が来ることを願っていることと思っております。見晴らしの抜群なこの土地を利用したい会社が現れた時、町は協力できるのでしょうか。もしできない時は何がためなのでできないのでしょうか。

か。町長にお尋ねしたいと思います。

次に公共事業の入札についてお尋ねします。最近の新聞紙上を賑わしている談合問題。あちらからもこちらからも次々と火の手が上がっています。トップの辞職問題にまで発展していることは、皆様ご承知のとおりだと思います。さて、砥部町はどの様になっているのでしょうか。最近行われました入札について少し考えてみました。私がホームページより6件を抽出してみました。もちろんその中には、いろいろな問題がありますので一概には言えませんが、まず公共下水道関係が2件、それから広田地区の総津簡易水道関係が1件、配水管敷設工事が1件、老人憩いの家の備品が1件、伝産会館に関するものが1件というものがたまたまその時のホームページより抽出できました。その内1件については2回の入札が行われています。予定価格を上回っていたのが理由かなと推察されます。さて、落札率ですが、私が計算しました予定価格に対してのパーセンテージですが、97.2%、99.0%、93.6%、88.4%、94.9%、91.7%となっています。もちろん先ほども言いましたように内容が違いますから、すべてが今回談合問題として言われている公共事業ということには限りませんけれども、やはり95%以上は町内業者、95%以下では、町内業者が1件とその他の町外の業者でした。もちろん入札の価格も千万円台から百万円台と大きな開きがあります。内容も違いますから一概には言えませんが、考えさせるものがありました。町としても18年度から1億円以上の入札は、一般競争入札とし、談合が行われにくくするためシステムが変更され、透明性の高い入札制度に向け努力されておりますが、これら一般競争入札の結果が今後の入札の行方を決定付けるものと考えます。しかし、1億円以下の入札については従来どおり指名競争入札ですが、一般入札が非常に有効な結果が出たとした場合、現在の制度を見直しする考えがあるのでしょうか町長にお尋ねしたいと思います。

最後に財政と行政スリムについて質問します。平成17年度の決算認定作業も終わりホット一息入れたところでございますが、今後の砥部町の行方についてお尋ねしたいと思います。8月号の広報紙に17年度の決算報告がされました。今までにない新しい方法で掲載されたことに驚きました。予算報告は目的別。決算については性質別に公表。今までとは違った公表に、おかしいなと気付かれた方も多かったと思います。性質別に目を留めてみますと、大きく目に付くのは「人件費」です。町税に対して占める割合を計算してみますと税収入に対してのみの人件費の割合は89%が支払われている計算になります。町民が納める税金のほとんどが給与として使われているということです。自主財源に占める割合は約39%です。収入に対して40%に近い人件費は、企業で例えるならば倒産に近い状態といえるのでしょうか。かなり大きいウエイトを占めていると思います。これからの高齢社会の到来により、老人医療費と介護保険の給付額は増大、高齢者に向け施設の建設など高齢者向け費用は増大するばかりです。その一環として行政のスリム化は急務と考えます。職員の意識改革、それには住民の協働が第一条件だと考えます。住民の関係が希薄では何事も協力は得られません。現在砥部町も行財政改革に取り組まれています。今後どのような策を持ってこの高齢社会を乗り切ろうとされているのかお尋ねしたいと思います。政治家、役人は泥棒。窃盗団、知能犯的こそどろの集団同様であると言い切る方が書かれ

ました文章の一部を紹介したいと思います。今や国がどうしてくれる、政治がどうしてくれるという時代ではない。自己防衛、自己責任の時代なのだ。途中省略します。いっそ破産するなら早いほうが少しでも始末がしやすい。1年の国債と借款債の合計発行額が、一年の税収入を超えたときが運が尽きる時だ。2008年が危ないと書物に書かれているのは、ちょうどその時期が反転のポイントになるからだ。この財政危機の実態を知らない、知らされていない、関心がないと流用されています。日本は一秒に22万円ずつ借金が増えている国です。そして、米国の国債を70兆円も買っている国です。日本の政治家、役人による日本国の再生はできんと断言できる。とその文章は締めくくってあります。私たちも人事ではない事を理解する必要があると思います。以上の3点につきまして、町長のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） ちょっとお待ちください。ただ今の土居議員さんの発言の中で、町税に占める割合を89と発表したように聞こえたんですが、39に訂正じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○4番（土居美智子） それはですね、89というのは税収入、町民税とか固定資産税とか税収入に対してのみのパーセンテージを入れた時が89で、自主財源としてのいわゆる繰越金だとか、その諸々のもん入れた自主財源としては39%、約40%という事。

○議長（樋口泰幸） 町税に対する分で89という事ですね。

○4番（土居美智子） はい。

○議長（樋口泰幸） 間違いないですね。はい。町長、答弁お願いします。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。まず、土地利用についてのご質問でございます。前々回にもこの質問はしていただきました。それから一向に進展がないという事で再度ご質問いただいたんであろうと思います。この工業団地は、前にも言いましたように、6社が企業共同体として組織して取り組んでいる事業であります。開発に必要な許認可を、県や国から受けたもので、この計画が進捗しない理由は、事業計画の変更など、手続きを経ないで事業を進めていることにあるわけでございます。今後、この企業体から、計画内容などの適正な変更申請があれば町から県へ提出したいと思いますが、現在のところ変更申請は出ていません。そのままの計画で完了というわけにはまいらないのではないかというふうに思います。またこの事業は、国、県の許認可事業でございますので、町としては意見を述べる立場にしかございません。その点もご理解いただきたいと思います。そしてまた、それが完工した後であれば、協力とかそういうことも検討の余地はあると思いますが、現時点で、まだ完工してない土地に対して町がどうこうするというのは、私は、越権であり、そういう事は当然出来ないというふうに思っております。やはりこの事業が正常化に向かって、諸問題がかなりあるようですので、これが早期に解決されまして、当初の目的が達成される事を願っております。

次に、入札についてのご質問ですが、一般競争入札については、設計金額1億円以上を基準として、試行、試しに行っているところでございます。砥部町として、今回初めて実施をいたしますが、事務量などを見て、本格的な実施を検討するとともに、今後、この金額をどのように設定するか考えて参りたいと思っております。



次に、財政と行政のスリム化についてのご質問でございますが、今後の砥部町の行方というご質問の中で、広報とべ8月号の17年度決算状況報告に関することがありましたが、財務情報の公表については、出来るだけ分かりやすいものをと、心掛けております。意図的に性質別に変えたのではございませんので、その点をというご指摘ですが、分かりやすいものという事を中心といたしましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。行政のスリム化等につきましては、公表いたしました集中改革プラン、財政健全化計画に沿って着実に進めて参りますが、ご指摘のように、職員の意識改革、これは絶対に必要不可欠条件でございます。そうゆう事で、今後も職員に意識改革を求めていきたいというふうに思っております。高齢化社会に当たり、住民協働ということを考えてとき、高齢者の方々が活躍できる社会の実現ということが重要になってくるということは本当にそのとおりであり重要な事であります。それと行政のスリム化は密接な関係を築けるものであると期待をしております。高齢者の方々の知識と経験は、社会にとって財産でありますし、それを十分に生かして、なおかつスリム化が図れる施策を検討していきたいとゆうふうに思っております。以上、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず、土地の問題でございます。町長からご答弁いただきましたように確かに、これは企業体が開発いたしまして許可を申請されて認可がおりたと、いうものであります。これは重々わかっておるんですけど、先日私が入手いたしました資料によりますとですね、現在複数の会社はその土地を利用したいというふうになってきていらっしゃるしまして、ほぼ一つにつきましてはですね、決定にほぼ近いというふう聞いております。もう一つの会社につきましてもですね、他の市町村から、その市町から勧誘の手が伸びているんですけども、工場を造る立地条件が非常に広大な土地を要するものから、砥部町の方の土地を今、物色中というふうにも伺っております。私が、今回そこにどうしても進出したいという会社の話を伺いました時に、前回水の問題で非常に難色を示されたと思います。それで、一番最初に水はどうするのかという事をお尋ねしたんですけども、それにつきましては、あそこに湧き水があるそうですね。その湧き水を山の上に引き上げてですね、ろ過して使うのであまり心配はないというふうな話も伺っております。ただ私もですね、この砥部町が今、なぜ色々な事についてその協力体制が出来ないのか、という事もあるんですけど、どうしてもこの許可申請を出すときに砥部町の印がすわっているということがありまして、砥部町抜きでは物事が前に向いて進まない。先ほど町長が言われましたようにすべての区画がきちんと整備できているものではないという事になりますと、ほんとにその話を聞きますと非常に難しんですけども、でもおかげ様でですね、岡山の中四国農水省、ここの方にお伺いをさせていただきました。別に従来どおりの企画は今更無理だろうと。国の方もそうゆうふう考えておるようです。ですから工区をですね全体の開発区の工区をですね、2つから5つくらいの工区にわけてもいいから、そこへ進出したい会社があるなら早く入れるようにすべきじゃないかと。とにかく早くここが完了するように、手配をして欲しいと。こうゆう事が農水省の方の、岡山のですね、考えてございました。農地転用あるいは、土地の登記あるいは、都市計画法、森林法など、詳し

い手続きの仕方は私には分かりませんが、非常にぜひ、この必要とならばですね、砥部町も過去のいきさつはともかくとしてもやはり利用が出来るようにですね、業者との話し合いをもってもらいたい。早く、とにかく完成が出来るように便宜を図っていただきたい。私も県庁と岡山の農水省の方に電話しました時に、何の手続きが必要なのかなと、お伺いをしたんです。その時、岡山も、愛媛県も県庁も同じでしたけれども、手続きにつきましてはですね、やはり砥部町の許可申請が出ているためにですね、当初の計画と内容の変更が当然生じるだろうと。町長も言われましたように、その変更内容をですね、業者が出します。その業者が変更内容を出した時にですね、やはり町としましてもそれに対する意見書を添付しなければならない。それは町長が言われたとおりの事でございます。どうしてもその、そういう書類を出す前にですね、やっぱり業者との話し合いが必要じゃないかと思えます。それを頭ごなしに、あんたところが勝手にやったんじゃないかと、ゆう話になりますと、これはもう前向いて行かないとゆうことになりますので、ぜひ業者の方からそういうお話があった時にはですね、みなさんで話し合って、やはり許しあえるところはお互い許しあい謝るところはお互いが謝りあってですね、この土地が一日も早くですね、利用出来るように取り計らっていただきたい。おそらくそこに人が集まることによりましてですね、砥部町におきましても、町の活性化になる、あるいは発展のためにですね、こういう土地利用は大切な問題じゃないかなと。私も別にその地権者でもございませぬし、仕事があるという問題でもないんですけども、やはり町民の一人としてあの見晴らしのいい、広大な土地がそのまましかして、産業廃棄物の捨て場になっては大変な問題であると。昨年たまたま徳島県のある花卉研究所がですね、この土地に工場をだしたいと。その時は愛媛大学ですね、あの、愛媛大学の方もそこに少し手を差し伸べないと、あるいは相談の相手にならないといけないのではないかと、そういうところまで話があったというふうに、これはたまたま大学の教授の方からお話を聞いたんですけど、本当に私、この時はですね、一人が喜んでおりました。地権者の方も非常に永い年月を経ておりますし、ぜひ町としましてもですね、柔らかい姿勢で業者の方が相談にみえました時にはですね、一緒に話し合っていたいただきたいなと思えます。町長のご答弁ぜひお願いしたいと思えます。

それから公共事業の入札の件についてお伺いしたいと思えます。先ほど町長からもその、1億円以上の一般競争入札がその試行的なので、これからの結果を見てですね、いくらの値段に、金額に設定したらいいのかというのは検討するというお話でしたけれども、今現在問題になっております談合問題は、いざどこにでも起き得る問題だと思っております。見つからなければやるのは普通、見つからないようにするのがプロの仕事、といったぐらいの感覚しかないのではないかと疑ってしまいます。3分の2が利とされている世の中に通用する常識のようになっているのではないかと私、感じております。朝日新聞が全国の知事に不祥事の原因についてアンケートをおこなってございました。新聞に発表されておりますので、見られた方もあるかと思えますけれども、多い順に言いますと、業者との付き合い方。質、資質ですね。それから選挙。とゆう順でございました。業者との付き合い方では権限を中立公正に行使するという強い意志が貫徹しなかったのではないかと。業者との

個別の付き合いが、癒着などの不正を生みやすいとのコメントありました。また、現在の入札制度は談合を許すような制度である。一般競争入札の拡大が必要だというコメントも載っております。その原因の一つとして、選挙について、組織と業界に頼った選挙。願ひすればその穴埋めをしなければならない。そういう結果が選挙時の費用の肩代わりが不祥事の原因と指摘する記述も載せてありました。全国市民オンブズマンの連絡会議の調べでは、先進的な県として、全工事一般競争入札の長野県、1千万円以上の工事を一般競争入札に切り替えた宮城県では、2005年度中の県発注工事の落札率は75%。一方10億円以上が対象の鹿児島県では95%と高く、20%近い差が出ております。一般競争入札がいかにか談合を難しくしているかが読み取れるかと思ひます。しかし片一方で、地元業者の育成という問題があります。一般競争入札は大手業者との価格競争に負け、地域経済の疲弊を招きやすいと考えられております。しかし、その片一方で地域限定型の入札は談合をやり易くするという事につながっていると認識しなければならないと思ひます。地域限定で競争性を抑えるという事は長い目で見るとき地場産業の育成にはならないのではないか、こういうことも考えてみる必要があるのではないと思ひます。砥部町も入札制度の改善の一個に業者の格付けを挙げていらっしゃいます。私はこれは、地元業者を守る一環と理解しておりますが、評価の内容が契約実績、工事完成検査の点数、というふうになっておりますけれども、その中に、やはりですね、地域の貢献度、例えば障害者、女性の雇用、今問題になっているニート等々の若者たちの雇用、いわゆる就労支援やISOの認証の取得等、その上に技術力を加味した総合的に評価することが必要ではないかと思ひますが、町長のご所見をお願いしたいと思ひます。

次に、行政のスリム化でございますけど、

○議長（樋口泰幸） 簡潔に。

○4番（土居美智子） はい。わかりました。昨年の9月に町のまちづくりセミナーで藻谷さんが講演をなさいました。その時に、砥部町は県下で一番の老人町になるという話があったかと思ひます。今後、高齢者にとりましてはですね定率減税の廃止とか高齢者の非課税の措置とかこういうのが無くなってしまいますと、ますます負担が増えてまいります。やはりこの時に我々高齢者はただ、負担を増やされただけなのか、という本当に疑いの目を持ってしまいます。どうかその裏側にある行政のスリム化について、町長のいい考えがお持ちでしたらお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居議員さん。まず土地の問題でございますが、やはり私は法的な問題が一番だと思うんですね。だから業者さんも度々お見えになられてですね、変更申請を出してくださいと。それをまた私の方で、いけない事は検討、打ち合わせをしますというのが一向に出てこないわけです。それで工事の方はそのまま進められて、やられているという事で、地権者の方とも今、いろいろとあるというとも聞いております。そういう事でそういう諸問題が解決しないと、難しいんじゃないかと。くる企業に対して手を差し伸べる問題とか、協力する問題とかいうのはその次の問題にやはりなってくるのではないかと思ひます。そういうことでぜひともルールに則って早く変更申請をあげていた

だくというのが、私は一番大事じゃないかと思います。それからまた次に、色んな諸問題についてみなさんと相談しながら解決を図っていくと。決して今までの過去の事にこだわってやっているわけではございませんので、時代も変わっておりますので、必ず、まず変更になるわけですので、そのきちんとしたルールは守っていただきたいというふうに考えております。

それから、次に、談合の問題、入札に関するいろんなご質問ございました。今まで、クリーンな県、知事といわれておりました方にいろんな問題が起こっております。これはご指摘のとおり、選挙であったり業者との付き合い、それからまたいろんな費用の肩代わりとかいう問題が多く起こっているのではないかと思います。小さいとはいえ、砥部町においても我々もその点については十分気を付けていかなければなりませんし、私自身としましては、絶対にまず、お金を使わない選挙をするという事がこれにつながると思っております。そういうことで、私は、きれいな町政をしていく。これを自分の一番の中心に置いてやっていきたいと思っております。そういう事で、そういう事のないようにしたいと。それともう一つ、入札の問題に関しまして地場業者の育成について議員さんからご質問をいただきました。そしてまた、そこら辺のバランスも考えて、やっていかなければならないと思っております。確かに高止まりしているという事は私も感じております。そういう事で、やはり適正な価格で工事を請負っていただくというのが必要だと思います。今日の新聞を見ておきますと、国交省が低入価格についての問題提起をしております。やはり技術力とかその他も含めてやらなければならないという事を言っております。先ほど土居議員さんからいわれました、地域への貢献というの、確かに私は要素の一つではあると思っております。このことについては今後、検討材料にさせていただきたいというふうに思います。

それから高齢者の方が、順に増えてくるという事で、私も高齢者の仲間入りをもうするところでございますが、皆様方におかれましては順に入っていくわけでございます。そういう事で高齢者の方も元気でやはり地域で活躍をしていただける、やはり私、友達にこの間手紙を書いたんですけど、今何が一番嬉しいかという事は、元気で仕事ができる事が嬉しいと書かせてもらいました。そういうことで皆さんも思いは同じだと思います。もちろん町から行政としていろんな事をやっていかなければなりません、それぞれの皆さん方もご自分が元気になる方法とか、生きがいを持つとかそういう生涯学習を我々も進めてまいりますので、ご一緒をお願いをしたいと思います。高齢者の方を大切にという事は、私は日ごろから申し上げておりますので、あえて申しませんが、そういう気持ちを忘れないで、今後も高齢者の方のいろんな事に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。8分以内でお願いします。

○4番（土居美智子） はい。土地の問題ですけど、ほんとに町長が心配なさっていたことはですね、県庁の担当職員の方もですね、一番に業者との話し合いをしてくれと、言われております。やはり多くの町民もですね、あそこに広い土地があつて何に使うのかなというおそらく興味を持って見ていらっしゃると思っておりますので、ぜひ、もし向こうの方から話がしたいという事がありましたら、気持ちよく応じていただきたいなどこのように思っております。もちろん町長にはこの気持ちがおありであろうと、私は解釈しましたがよ

ろしいでしょうか。

次に、入札の問題ですけど、全国の市民オンブズマン連絡会議、ここによりますと、落札率が95%以上の工事は談合があった疑いが強いということを新聞に載せておりました。契約とは誰もが参加できる一般競争入札と役所から指名を受けた業者による指名競争入札。特定の業種を選ぶ随意契約に大別できるかと思えますけど、地方自治法や会計法の規定では、一般競争入札が原則です。指名競争入札や随意契約は談合や不正の温床になりやすく、価格に関わらず、一般競争入札を原則にすべきではないか、または一般競争入札の価格を1千万円以上に下げる必要があるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。また検討される課題としまして、予定価格の事前の公表という事は、砥部町は入札後の公表という事になっておりますけども、やはり事前の公表というのは、より適正な入札が行われるのではないかと考えますけども、ここらあたりも検討する余地があるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。もう一つ、私からの提案でございますけども、低価格落札の場合はですね、やはり工書の品質の審査する制度があります。砥部町もそれを行うということでございますが、高額の場合、いわゆる高い率で落札された場合はですね、談合の有無を調べる制度が必要ではないかと思います。それからもう一つ、改善の提案でございますが、砥部町も必要に応じて行うという、いわゆる工事用看板の必要事項の記入のことなんですけど、やはり透明性を求められている入札ということを考えますときにですね、すべての工事につきましてですね、やはりその金額であるとか、工事内容であるとか、こういうことを町民の皆さんに知ってもらうがためにもですね、看板に掲載する必要があるのではないかというふうに考えております。この看板に書く事くらいでしたら、あまり大きな費用は必要ではないのではないかと考えておまして、先ほどの事前公表とか、あるいは高額な落札の場合の談合の有無を調べるとか、そういう点につきましてですね、今の看板を掲げるとどうゆうことにつきまして、町長の考えを教えてくださいたいと思います。

それから最後になりますけれども、公共サービスのいわゆる行政スリムの事なんですけれども、今年の7月、公共サービス改革法いわゆる市場化テストが施行されました。先日の新聞にもその部門がですね広がったとの報告もされております。これは官民競争入札か、あるいは民間競争入札を行って、公共サービスの質の維持、向上、経費の削減を求めるものでございますが、町が主に取り入れていらっしゃるの指定管理者制度、これは公の施設の管理事務を行うもので、違いがはっきりとしております。公共サービスを思い切って民間に開放し民間の知恵や力を借り、より効率で質の良いサービスを提供する。そのためには、住民との共同や民営化、あるいは民間委託を進めて行政のスリム化を視野にいたした提案制度がいいのではないかなというふうに考えておるんですが、町長はどう思われますでしょうか。提案制度の導入というのは、非常に緊張感を持って自分の仕事を見つめ直さなければならない職員の意識改革も同時に行われるのではないかと私は考えております。しかし、民営化が進むと雇用の問題が起きてきます。今は、量より質が求められる時代です。職員の質向上への行政の努力、で本人の努力等によりまして、自ずとこれらの問題は解決されるのではないかと思います。業務改善のためには町民の提案はもちろん、地域において行う方がより発展性があるものは地域へ権限と財源を委譲する、本町における

地域活性化の補助金の考え方を拡大解釈してはどうだろうか、応募制にしまして、希望する区に対し委譲すると。また、これらを検討する住民によるまちづくり協議会を発足させてはどうでしょうか。入念な協議を重ねて欲しい、慌てないでじっくりとした協議を重ねてより良い方向にこのまちづくりを進めていただきたいと思います。もちろんすでに定着している社会福祉協議会、シルバー人材センターなどを有効に活用すべきだと思います。町長は、住民によりまちづくり協議会を発足し、提案制度を検討することをどのように思われますか。重ねてお尋ねしたいと思います。先日、私もシルバー人材センター連合会に出向き、お話を伺ってまいりました。センターは決して利益を目的とする団体ではない。民法第34条に基づく法人で、事業内容は、昭和46年法律第68号に定められています。年度の繰越は業務運転資金として事業実績の約1割は認められています。それ以上の余剰金が出た場合は、いわゆる事務費の率を、いわゆる今、砥部町の場合は実績から7%ですか。以前は5%でしたけれども事務費として、7%いただいているようですけども、この率によって調整する事がはっきりと書かれております。

○議長（樋口泰幸） 簡潔にお願いします。

○4番（土居美智子） はい。砥部町のシルバー人材センターは県下のモデルの事業所です。公益法人に格上げするには行政の後押しが必要だと話されました。会員の健康状態は先ほど町長が言われましたように、非常に良好な結果がデータとして出ております。町長も元気で仕事ができることが嬉しいと、大切だというふうにいわれました。やはりこういうふうに、きちっと安定した事業所をまちづくりにどんどん活用していただきたいと思います。町長のお考えをお尋ねします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。たくさんいただきましたので、出来るだけ一生懸命答えたいと思います。

まず、業者と会って話を聞いて欲しいという事でございますが、私は町長に当選させていただいてから一回とてお断りをした事はございません。どういう方であっても、必ず会って話を聞いてきております。今回この事業をされている方も、私に会いたいという申し入れがあって一度もお断りはしたことございません。話も真摯に受け止めて聞いております。そんななかで、職員とも相談してこういう方向でやってくださいとか、そういうお願いをしているところでございます。これからもやはりその気持ちを忘れないで、誰というわけではなく、必ず面会があればお会いしてお話は聞かせていただくという方針で参りたいというふうに思います。

それから低入札の問題がございました。この低入札の問題につきましては、後のいろんな審査とかその他にかなりの事務量があるのではないかと予測をしております。今回1億円以上の入札の問題が出ましたので、これ一般入札でございます。あと、処理をしなければなりません、初めてのことでいろんなところに問い合わせをして先進のどこから情報もいただいて、そしてこの入札が低入札であるかどうかというのも確認をしていきたいというふうに思います。そしてまた、1千万円から上は一般入札という事でございます。そのへんになりますとかなりの今度は仕事が増えてまいります。そのなかで、どのようにし

て処理していくか、そしてまた職員の能力アップも図っていかなければ、これ低入札であるかどうか非常に専門的になりますので、難しいところがあるかと思いますが、今後さつきも申しましたように、どのくらいの金額にこの一般入札を設定するか、これは今後の検討課題でございますので、お預かりをさせていただいたらと思います。そして高額の落札に対する、看板に記入ということでございますが、これについても、今日初めてこういうご提案をいただいておりますので、また検討させていただいたらと思います。

次に、市場化テストの問題でございます。これは早く言えば役場でやるか、民間でやるかということでございます。それはどちらでやる方がより効果的に出来るかという事で、いつも井上議員さんからもご指摘をいただいて、町としても今、研究をしているところでございます。そういうことで、この事もやはりやらなければなりません。そして、どっちが住民の皆様のためになるか、これをまず第一にして考えなければならないというふうに思っております。地域へいろんな事を委譲するというより地域の人をお願いするというような気持ちで私は進めていかなければうまくいかないのではないかとこのように思っております。これからも地域の方と色々な相談をしながら私はこの仕事を進めていきたいというふうに思っております。

また提案制度につきましても、これはやはり話をまず聞くということから政治は始まると私は思っておりますので、いろいろご提案をいただいて、そしてまた検討してまた皆さんにご回答、そしてまた皆さんで検討をキックバックでやっていただくというような形を進めていきたいというふうに思っております。やはり提案というのは大事な制度でございますので、今後ともこれを続けていきたいというふうに思っております。以上で土居議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時再開です。

午前11時53分 休憩

午前13時00分 再開

~~~~~

○議長（樋口泰幸） 一般質問再開いたします。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上洋一であります。2点質問いたします。

1点目は事業の仕分けについてあります。政府の三位一体改革に伴い自治体の財政事情について新聞、テレビ等マスコミで報道されることが多くなってきました。総務省が本年4月に実質公債費比率を導入いたしました。自治体の地方債発行が原則自由化されたため、その信用性を維持することが目的であります。しかし、公営企業会計は含まれますが、第三セクターや地方公社など、自治体が出資する外郭団体は対象外であります。すなわち隠れ借金については見えないわけでありまして、真の透明性にはほど遠いと思います。負債総額630億円、標準財政規模45億円、市民一人当たり約480万円の借金。想像を絶する巨額の赤字を作った北海道、夕張市。当然、三セクや公社なども含めた実質的な負債

総額が630億円ということであります。また会計操作をした一時借入金は約300億円ほどであります。滋賀県高島市は、旧高島郡の6町村が合併して誕生しました。発足の直後から財政危機に直面。行革の手法として着目したのがシンクタンク構想日本が提唱している事業の仕分けであります。主要な115事業について、各担当者から説明を受け、質疑応答の後、事業ごとに「不要」、「民間委託」、「改善して継続」、「継続」に分けたそうであります。結果は「不要」が14事業、「民間委託」が3事業、「改善して継続」が61事業、「継続」は37事業であります。これらの見直しで115事業の総額127億円を106億円に圧縮したそうであります。

私たちの砥部町においても、財政再建団体にならないために、また、将来に巨額のつけを残さないように健全財政を維持するべきであると考えます。旧砥部町と旧広田村の合併により旧町村の事業の方法、また、補助金など多くの違いがありましたが、一定の整理を行い、スタートをしたところであります。しかし、公開の場で第三者の目で客観的に公平に判断できる手法として事業の仕分けについて検討していただきたいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

2点目について、ベルマーク運動についてであります。先ほどの1点目の質問でも申し上げましたように自治体の財政事情は厳しい状態が続いています。来年度から導入される新型交付税に対し、「反対」、「どちらかといえば反対」と答えた自治体は計73.6%、「賛成」、「どちらかといえば賛成」の計20%を大きく上回ったそうであります。また、今後少子高齢化や人口減少が進行することが予測されています。当然のこととして教育現場である小・中学校の児童・生徒が減少しますが、教育に関する財政運営が好転するとは考えられません。そこで、自助努力として過去には学校単位でベルマークを収集し、調度品、備品類にした記憶があります。今一度原点にかえり小さいことではありますが教員、保護者、PTA等一体となり、さらには老人会、地域の方々の協力を得ながら昔ながらのベルマーク収集をされてはいかがでしょうか。関係者の方々には大変なご負担、ご苦勞をかけると思いますが、自分たちの力で物ができる喜びも感じることができると思います。教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、事業の仕分けについてのご質問でございます。井上議員さんからご質問いただいた時に、私も構想日本のホームページを拝見させていただきました。構想日本が勧める事業仕分け作業は、平成14年から9県7市で行ってきたようでございます。仕分けを行った新潟県では、市町村へ大幅な権限移譲ができ、千葉県や滋賀県高島市では、申されましたように予算に反映できたと、その成果が掲載されています。

事業仕分けは、公開の場で、外部の学識経験者などで構成する民間の評価委員会などを組織して議論しながら行います。予算の編成や組織の改正などへの反映を前提に実施する自治体が多いようです。国のレベルでも事業仕分けが行政改革推進法や骨太の方針に明記され、検討されるようになりました。井上議員さんが9月議会で質問されました市場化テストとともに事業仕分けも行政改革の有効な方法の一つとして、これから取り込まれる自

治体が多く出てくると考えられます。この事業仕分けは非常に分かりやすい分け方であり、その一つ一つをチェックをしてそしてこれが良いか悪いか、そして廃止するか継続するか、そういう事をチェックするわけですので、非常に分かりやすい有効な方法であるというふうに私も思っております。本町では、現在、行政評価システムを試行しているところでございます。事務事業の評価を行いながら事業の見直しや予算への反映を目指しております。行政評価システムで、事務事業の評価や政策の評価を行うことも行財政改革の有効な方法の一つであります。したがって、当分の間は、行政評価システムを成果あるものに仕上げることに重点を置いて行財政改革を進めてまいりたいと考えております。そのなかで、事業仕分けについても今後考えていかなければならないというふうに思っております。また、11月の県の研修所でNPMという新しい行政経営手法をテーマにした研修が行われ、本町行政改革推進室からも1人受講をさせました。構想日本の政策委員が講師として2日間来られ、これからの自治体の経営手法を、演習を交えて講義されました。町民の皆さんのニーズを反映した成果志向型の新しい行政経営を進めるためには、いろいろな行財政改革の手法を学び、試していきながら砥部町にあった手法を見つけていかなければなりません。どの手法が最も有効か、サービスの向上や経費の削減が図れるのか、職員一人ひとりが考え、気づき、実行していくような組織づくりを目指しながら、行財政改革を進めてまいりたいと思います。ご提案いただいた事業仕分けもその一つの有効な手段と考えますので、検討しながら行政改革を進めていきたいというふうに思います。

次に、ベルマーク運動については、教育長の方より答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 井上議員さんのベルマーク運動についてのご質問にお答えをいたします。ご承知のとおり、ベルマーク運動は、すべての子供に等しく、豊かな環境の中で教育を受けさせたいとの願いから、昭和35年に朝日新聞創立80周年記念事業として、教育設備助成会を設立して始められたものでございます。その後、名称をベルマーク教育助成財団に改めて活動が行われてまいりました。現在、協賛会社約60社が商品にベルマークを付けておりますし、設備備品等の公認を取り扱う協力会社が21社ございます。参加しておる学校ですが、全国で約2万8千の学校がこの運動に参加をしております。町内では、砥部中学校がこの運動に参加をしております。1クラス毎月100枚を目標に学校備品の充実に取り組んでいるところでございまして、17年度までにDVDプレーヤーを6台、それ以前にも、過去にもCDプレーヤーでありますとか、ラジカセを取得しておる実績がございまして、しかし、その他の学校におきましては、マークの分類でありますとか、整理作業に長い時間がかかると。あるいは、目標とする備品の資金に点数が到達するまでに数年かかるといったようなことから、休止している状態でございます。

しかし、この運動は、自分たちの学校の備品が充実されるだけでなく、参加いただいた企業の協力によりまして、へき地校や発展途上国の子どもたちへの支援にもつながります。この運動に参加することで子どもたちに思いやりの心も養われると、こういった効果

も十分あるところでございます。井上議員さんご指摘のとおり、自治体の財政事情が厳しい中、教育関係予算も大変厳しい状況にありますので、ご提案いただきましたとおり、PTAや地域の方々の協力もいただきまして、この運動が自助努力として再開できるよう努めてまいりたいと考えております。以上で、井上議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） ただ今の町長の答弁で、前向きに検討される予定でございますし、また行政評価制度を現在進めているという事なので、それで様子を見たらと、私も考えております。なぜ、今行政改革が叫ばれるかといいますと、私自身は、特にこれを申し上げておりますのは、ご案内のと通りの夕張市の関係です。このような夕張市のようになっただけという前提で申し上げております。皆様方もご案内のとおり、新聞等でもよく発表されておりますが、最近国が出しました、実質公債費比率です。今までは起債制限比率という事で表現している場合が多かったようでございますが、今回実質公債費比率、以前よりはちょっと明るくなったかなというようなことで、この夕張市が新聞報道によりますと、実質公債費比率が28.6%です。国が発表しました、総務省ですよ、8月末の結果としては、夕張市は全国でいえば8番目です。ということは、これだけ大騒ぎをしております夕張市が8番目ということは、なんにも言っていない市町村がまだ上に7つあるんですよ。そういう事なんです。私たちも、全国の市町村の事を知っているわけではございませんので、新聞、テレビ等で報道されないとわかりません。この新聞報道によりますと、この実質公債費比率が1番高い市町村は、北海道の、読み方わかりませんが「ウタシナイ（歌志内）」と言うんですかね、なんと読むんですかね、ここが1位で、2番目も北海道の上砂川ですかね、このように北海道が2つありますが、夕張が8番目ですから。上から14、5番まででも北海道は結構入っております。という事で、この実質公債費比率が悪くなった原因というのは、北海道地区は炭鉱の閉山対策等でうんぬんとかいうふうな要因が書かれておりますが、他の自治体でもいろんな事が書かれております。このように、この実質公債費比率が18%以上だと、結局従来のように許可が必要であると、こうなりますので、自主的に何が出来るというわけではございません。25%以上では、単独事業の起債が制限されるといわれるようなので、これは大変な事だろうと私は思います。そんなことで、夕張市の事をよくいいますが、当砥部町はこんなことにはならないように、ぜひともチェック機能を働かせていただきたいと思います。それと先ほど町長が言われましたように、この構想日本の関係ですが、直接の構想日本には関係しないわけですが、今新聞報道されていますように、入札の関係で和歌山県が問題になっております。この和歌山県も今年の6月からこの仕分けをしたそうであります。これは自治体の内部でこういう仕分けを始めまして、行政経営改革室の職員と各担当課の職員とで仕分けをしたそうありますし、対立した事業については学者や経済人らで委員会をつくって判定してもらったと、このようになったそうありますので、やはり単独でもやれないことはないだろうと私は思っております。ただ部内でやりますと、どうしてもこう人情論が出ますので、そういう点では全然利害に無関係な分野でやられた方が私はいいだろうと思います。そんな事で、

行政評価システムを機能させていただきまして、順次、行政改革に向けて進んでいっていただきたいと思います。

それとベルマーク運動ですが、今、教育長の方から答弁をいただきました。質問の原稿を出した後ですが、愛媛新聞の11月30日に八幡浜市のこれ、なんと読むんですかね、私読み方分かりませんが、中学校でこの生徒が2年がかりで集めたベルマークで車椅子1台を購入して、近くのグループホームにプレゼントをしたという事が愛媛新聞に掲載されております。この奉仕活動の委員会を作ったそうですが、子供さんが。やはりこれはいい事だろうと私も思っております。ご苦労されたらうと私は思います。家でちょっと女房に聞いてみますと、昔ベルマークを集めていたと、学校でやっていたというのは聞きました。ただ、この仕分けが大変だったと。いろんな種類があって、無差別に集まってくるので、この世話をすることが大変だったという事を女房が言っていましたので、もしこれを今現在中学校でやられているという事であれば、他の小学校等も、もしされる場合はご苦労があるだろうと私は思います。ですから、押し付けでは長続きしないと思います。やはり老人会とか地域の方々のご協力を得ながら、なんか良い方法はないかなと私も思っております。そんな事で、出来る事であればやっていただきたいとこのように考えております。そんな事で、特に先ほどの仕分けの問題について、ぜひとも前向きにご検討をいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 答弁は。

○7番（井上洋一） ありません。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君の質問を終わります。続きまして5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村茂でございます。私は次の2点について質問をいたします。第1に児童虐待を繰り返すなであります。子どもの安全がかってないほど脅かされています。心を砕く社会の切実な思いを踏みにじるかのように自ら親が、幼い我が子を手にかける事件がまた起きました。やるせないというより、怒りが込み上げてくる。行政がもう一步踏み込んでいたらという思いが拭い切れない。同じように、秋田県の藤里町では、今年4月から5月に母親が小学生の娘と近所の男児を連続して殺害する事件があった。この事件は、娘の死亡を事故の可能性があると判断した警察の初動捜査の誤りが、次の男児殺害を招いたのではないかとも言われており、県警も批判も免れない。また、今回の秋田県の大仙市の事件は、農業用水路で保育園児が遺体で見つかった事件で、秋田県警などは殺人の疑いで母親と交際相手の男を逮捕した。殺人容疑で逮捕された母親は、子どもに対する虐待から、2004年7月、秋田県の中央児童相談所により子どもと引き離されたにもかかわらず、母親の実家で再び子どもと一緒に暮らしていたことが分かった。同相談所ではその後2人を引き離すことをせず、昨年6月には「虐待はなくなった」としているが、今回の事件まで一度も母子を面談をしてはいない。大仙市の福祉事務所も「虐待はなかったと思っていた」と言うが、県警の捜査で日常的に虐待があったことが明らかになっている。

虐待問題に対する認識の甘さが改めて浮き彫りになった事件といえよう。同様の「認識の甘さ」が指摘された児童の虐待死は、つい先月京都府長岡京市で起きたばかりだ。餓死

した3歳児は「おなかが空いた」とよく泣いていたという。だんだん泣き声が弱くなっているのを近所の人が心配して、民生委員を通じて児童相談所に再三連絡を入れたが、児童相談所は電話するだけで立ち入り調査をしなかった。警察との連携も取っていなかった。警察が摘発した18歳未満の児童虐待は、今年上半期で120件に上り、去年同期より14%強も増えた。しかも、上半期比較では過去最悪の数字である。このように児童虐待が増加の一途をたどっているにもかかわらず、危機意識の低い対応があまりにも多い。秋田の中央児童相談所長は、「直接面接すべきだった」と、対応の不備のあったことを認め、京都の児童相談所も「判断に甘さがあった」と反省したというが、いくら悔やんでも亡くなった子どもの命は戻ってこない。

警察庁は先ごろ、児童虐待の疑いのある場合は、子どもの安全を優先し、家庭内への立ち入り調査に同行する方針を示したばかりである。少しでも、疑わしい場合は、児童相談所がすぐに立ち入り調査を行い、警察と密接な連携を図っていく人命優先の体制を早急に整えて欲しい。

児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、昨年度は約3万5,000件に達し、過去最高を記録した。この様に急増する児童虐待に対して児童相談所や市町村、学校、医療機関、警察など関係機関の協力がいざという時に、確実に機能する地域ネットワークの構築が最も急がれています。砥部町において過去に虐待の相談件数や関係機関との連携体制をどのようにしているのか現状について、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目について、筋トレ運動についてであります。朝夕めっきり肌寒い季節となったが、公園や池の周辺、歩道をウォーキングしている人をよく見かけ、大変感心しています。毎日30分ないし1時間歩くことは、中高齢者にとって健康維持のため大変効果があり、老化防止に役立つと医師も推薦しています。気軽に運動し、介護に頼らないで済む生活を送れることは高齢者にとって大変幸せなことである。ある日不自由な足をかばって、こどもの城へ行く坂を歩いている高齢の婦人と話す機会がありました。「この坂をよく頑張っていますね」と声をかけると、その婦人は「寝たきりになると家族に迷惑がかかり大変です」それより「寝たきりになった本人はもっと辛い」そのために毎日少しずつ歩いています。との返事であった。確かに元気で歩けることは素晴らしいと教わった気がしたのである。体が悪くなって慌てる事のないよう、日頃元気な時に努力する事の大切さを学んだ。

東温市ではこのほど中高年層向けに自宅でできる筋力トレーニングの方法を紹介した「筋力アップ作戦」と題したポスターを作成して、配布しているとの記事が掲載されました。これは記事でございます。ちょっと見にくいと思いますけど。カラー刷りです。また後から東温市に言っていただいてももらったらいいんじゃないかこのように思います。

4月に介護保険制度が見直され、筋力向上など介護予防サービスが充実されたのに関連して、企画し、介護サービスの利用が減ることで、県内自治体で一番高い介護保険料を少しでも引き下げられればとの思いもある。高齢者予備軍の中年層の意識付けも狙ったともいえます。ポスターは体力に応じてトレーニングできるよう初級者用と中級者用を両面に印刷し、自主的に筋トレに取り組んでいます。市内の2グループが協力し、専門家が考案したメニューを日頃の経験を基に、アレンジ、事前のストレッチからひざの曲げ伸ばし、

かかとの上げ下ろしなど、家の中でできるトレーニングの流れを写真入りで解説しています。こうした東温市の取り組みは大変参考になり、砥部町においてもみんなで知恵を出し合って取り組み、増大する医療費や介護保険料の削減のためにできることから始める必要があると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員のご質問にお答えをいたします。始めに、児童虐待についてのご質問でございますが、ご指摘のように、最近、とみに親による子どもへの虐待や死に至らしめる事件が多発していることに心が痛みます。このような不幸な出来事を防止するため、事前防止体制の強化の必要性を痛感しているところであります。

ご質問の虐待の相談件数でございますが、本町においては重大な事態に至るケースは発生しておりませんが、昨年度には3件、本年度は、現在のところ4件の相談を受けており、愛媛県中央児童相談所と連携して対処しているところであります。

関係機関との連携体制につきましては、現在のところ幼稚園教諭、保育士、主任児童委員、関係行政担当者などがメンバーとなり、中央児童相談所との連絡会を開催し、研修や情報交換等を行なうなど、連携を図っているところでございます。この連携体制については、今後更なる強化を図る必要があるため、今申し上げました連絡会の構成機関の他に、医師会、学校、警察署などの機関もメンバーに加え、来年度に、砥部町要保護児童対策地域協議会を設置したいと考えています。児童虐待を防止するためには、早い段階で問題行動を発見し、関係機関と緊密に連携を図りながら、保護者等に対して適切な助言や支援を行うことが重要であると考えております。

次に、筋トレ運動の推進についてのご質問でございますが、平成17年3月に、砥部町健康づくり計画を策定いたしました。運動習慣をつけ、いつまでも自分の足で歩き、自分のことは自分であることを目標に、健康運動推進リーダーの育成、ウォーキングの普及、中高年の筋力アップを図るためのストレッチ教室やストレッチ運動ビデオの配布を行い、住民の健康維持、増進に努めております。介護保険事業におきましては、平成19年4月から、地域包括支援センターによる介護予防事業を充実させます。各地区の集会所に出向き、地域の高齢者同士が交流を深め、閉じこもりによる運動機能の低下を予防し、介護予防、認知症予防、閉じこもり予防に対する、自主的かつ継続的な活動の定着を目指しております。従来3カ所でしたが10カ所の講座を予定しております。そういう事で、徐々にこの運動につきましても、皆様にご理解をいただき地域地域で健康について考える機会が増えていくものと思っております。

また、介護予防の周知に努め、自立した生活を送るため、生きがい推進課と健康づくり課が連携して、転倒、骨折を防ぐ講演会や筋力アップ体操など取り入れた転倒予防教室、日常生活動作訓練事業等を行う予定であります。その他、人間ドック受診者への費用助成や医療費通知を継続して行い、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、老人の方が元気だという事は、町が元気という事でございますので、今後もこの問題には正面から取り組んでいきたいというふうに思っております。以上で、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君。

○5番（中村茂） ありがとうございます。虐待の件につきましてもなかなか後を絶つ方策が見当たらないのが現状でございます。11月26日の新聞にも中学2年の長男の首に鎖をまいて虐待しておったという記事がでておりました。また次には、犬小屋の上で寝起きをさせてトイレを使わせない小学校男児虐待男逮捕というこのように厳しい虐待をしている場合がだんだんと表に出てきているのが現状だと思う。虐待としつけとのこの線引きはなかなか難しい問題でありまして、どこまでが虐待か親のしつけかとか大変難しい線引きがあるかとおもいますけど、やっぱり周囲の人が気をつけておって声を掛けていくと。おかしいところはどンドンどンドン、そのように連絡協議会等に申して事前に、未然に防ぐというのが大切ではないかこのように思います。

続きまして筋トレでございますが、とべ広報にも3カ所のこの写真出て載っています。これ大変いいことだと思っておりますね、だんだんこの数を増やして行ってですね、先ほど町長おっしゃったように10カ所というお話でございますけど、これを半分とかですね、増やして行ってその必要性を感じるのが大切であると思っております。本当に高齢化社会になってですね、自分は元気だから大丈夫だという安心な人がたくさんいらっしゃるけど、なってみて慌てて、もうちょっと若いときに頑張るとけば良かったという反省をしてももう手遅れだと思うんですね。そういうので、元気な時にこのように筋トレとかいろんな自分に合った体操等をやっておりますね、いつまでも若く、「ぴんぴんころり」というお話がありますけどもそうありがたいものだと思います。私は自分のためでありますので、出来る時間を割いて歩いております。本当にやっぱりその歩いた事自体後で、大変清々しくですね、また明日も歩こうかと、こういう意欲的になってきます。県営の坊ちゃんスタジアムのとこにたまに行くんですけど、ものすごい大勢の人がね、毎日歩いておられるという。ウォーキングしたりジョギングしたりね、年寄りの方でも元気ですね。若い奥さん方がスマートなんですよ。こんなになってないんですよ。歩いておられるんですね。ほんとに関心でして、やはり本人が自覚するという事が大切じゃないかと思っておりますので、みなさんも出来る限り、健康のためにですね、頑張っていていただきたい事をお願いいたしまして私の質問といたします。ありがとうございます。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

- |       |     |    |                                   |
|-------|-----|----|-----------------------------------|
| 日程第7  | 認定第 | 1号 | 平成17年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第8  | 認定第 | 2号 | 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9  | 認定第 | 3号 | 平成17年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第10 | 認定第 | 4号 | 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第11 | 認定第 | 5号 | 平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認        |

- 定について
- 日程第 1 2 認定第 6 号 平成 1 7 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 7 号 平成 1 7 年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 8 号 平成 1 7 年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 9 号 平成 1 7 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 1 号 平成 1 7 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 2 号 平成 1 7 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 3 号 平成 1 7 年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について

(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 続きまして日程第 7 認定第 1 号から日程第 1 9 認定第 1 3 号までの歳入歳出決算認定に関する 1 3 議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。平岡決算特別委員長。

○決算特別委員長(平岡文男) 決算特別委員会の審査報告をご報告申し上げます。

去る 9 月の定例会におきまして、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 1 3 号までの決算認定に関する 1 3 件について、去る 1 1 月 1 3 日・1 5 日・1 7 日の 3 日間、本委員会を開催し、1 7 年度の各会計の決算について歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づきまして、担当課長より説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等につきまして審査した結果、平成 1 7 年度における各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められました。

よって、認定第 1 号から認定第 1 3 号までの 1 3 件は、原案のとおり認定することに決定をしました。ここに報告申し上げます。

なお、各議員の総体的な意見と要望として、1 つ、一般会計、特別会計及び公営企業会計とも経費の節減に努められていますが、今後もより一層、健全かつ適正な財政運営に努力されたい。1 つ、町税及び地方交付税収入の伸びが期待できない厳しい財政状況のもと、町財政の運営にあたっては、行財政集中改革プランに沿って、中長期的な視点に立った財政運営計画に努められ、町政運営の効率化、スリム化を図りつつ、費用対効果を十分に認識した予算執行に努めていただきたい。もう 1 つ、高齢者医療・介護保険医療が膨張しており、医療費を抑制するため、健康づくり対策や介護予防事業などに特段の配慮を願いた

い。

以上の点を十分考慮のうえ、新年度の予算編成や、今後の行財政運営において、慎重なうえにも前向きに取り組んでいただくよう要望いたします。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
「質疑なし」

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。認定第1号から認定第13号までの13件は一括して討論、採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第13号までの13件は一括して討論、採決を行うことに決定しました。討論を行います。討論はありませんか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。採決を行います。おはかりします。認定第1号から認定第13号までの13議案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第13号までの決算認定に関する13議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程を全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

午後 1時42分 散会



平成18年第4回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                      |           |           |       |
|------------------------------------------------------------|----------------------|-----------|-----------|-------|
| 招集年月日                                                      | 平成18年12月8日           |           |           |       |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂             |           |           |       |
| 開 会                                                        | 平成18年12月8日 午前9時 議長宣告 |           |           |       |
| 応招議員                                                       | 1 番 山口元之             | 2 番 政岡洋三郎 | 3 番 西岡章一  |       |
|                                                            | 4 番 土居美智子            | 5 番 中村 茂  | 6 番 西村良彰  |       |
|                                                            | 7 番 井上洋一             | 8 番 樋口泰幸  | 9 番 栗林政伸  |       |
|                                                            | 10 番 土居英昭            | 11 番 宮内光久 | 12 番 大野和博 |       |
|                                                            | 13 番 中島博志            | 14 番 田室博志 | 15 番 平岡文男 |       |
|                                                            | 16 番 山本典男            | 17 番 玉井啓補 | 18 番 三谷喜好 |       |
| 不応招議員                                                      | なし                   |           |           |       |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の18名       |           |           |       |
| 欠席議員                                                       | なし                   |           |           |       |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長                  | 中村 剛志     | 助 役       | 柳田 稔  |
|                                                            | 収入役                  | 佐川 秀紀     | 教 育 長     | 佐野 弘明 |
|                                                            | 総務課長                 | 明賀 徹      | 広田支所長     | 上岡 洋一 |
|                                                            | 企画課長                 | 藤田 正純     | 監理財政課長    | 松下 行吉 |
|                                                            | 税務課長                 | 武智 充吉     | 住民サービス課長  | 丸本 正和 |
|                                                            | 民生こども課長              | 正岡 修平     | 生きがい推進課長  | 大西 潤  |
|                                                            | 健康づくり課長              | 相原 宜紀     | 学校教育課長    | 松村 昇二 |
|                                                            | 生涯学習課長               | 大野 哲郎     | 環境保全課長    | 日浦 昭二 |
|                                                            | 商工観光課長               | 相田由紀夫     | 農林課長      | 西崎 悟  |
|                                                            | 建設課長                 | 萬代 喜正     | 下水道課長     | 東岡 秀樹 |
|                                                            | 水道課長                 | 辻 充則      |           |       |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 原 田 公 夫       |           |           |       |

平成18年第4回砥部町議会定例会

平成18年12月8日(金)

午前9時00分開会

○議長(樋口泰幸) これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第76号 砥部町道路線の認定について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第1議案第76号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 議案第76号砥部町道路線の認定についてご説明をいたします。町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。認定する路線3路線。路線名重光新田2号支線、起点及び終点、重光194番4から重光199番2まで。拾町1号線、拾町95番2から拾町100番2まで。落合支線、総津2240番2先から総津2241番先まで。提案理由といたしまして、町道重光新田2号支線及び町道拾町1号線につきましては、県道伊予川内線の区域を一部変更し、町道として編入するためのものです。町道落合支線につきましては、国道379号の一部を総津地区農業集落排水処理施設への進入路として活用するため、町道に認定する必要があるため提案するものであります。なお別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。①重光新田2号支線、延長105.4m、幅員8.4から3.8m、拾町1号線、延長84.9m、幅員7.4から3.0mで、県道が新設された時、町道農道の機能回復のため設置された側道でございます。次のページをお願いいたします。町道落合支線、延長41.14m、幅員4.49から9.42m。以上3路線でございます。よろしく町道認定のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第76号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第2 議案第77号 指定管理者の指定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第2議案第77号指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） それでは議案第77号についてご説明を申し上げます。指定管理者の指定について、砥部町文化会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称といたしまして、砥部町文化会館。指定管理者となる団体の名称、アクティオ株式会社。指定管理者となる団体の所在、東京都目黒区上目黒3丁目2番3号りそな中目黒ビル6階。指定の期間でございますが、平成19年4月1日から平成22年3月31日、3年間を予定いたしております。提案理由でございますが、砥部町文化会館の管理及び運営に関する業務を、効果的かつ効率的に行うため提案するものでございます。別紙の資料をご覧ください。砥部町文化会館における指定管理者候補の選定結果という別紙でございます。概要をご説明申し上げます。2の募集の概要でございますが、ご覧の募集期間並びに受付期間を経まして、(3)の申込団体①アクティオ株式会社②イヨテツケーターサービス株式会社③NPO&アトムグループJV。この3団体から申し込みがございました。3. 選定の概要と結果、砥部町文化会館指定管理者候補選定委員会において下記のとおり選定を行っております。選定委員については(1)のとおりでございます。(2)の選定基準でございますが、砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の1号から4号によっております。(3)の審査及び選定の経過でございます。選定委員会は平成18年11月20日に開催しております。選定方法でございますが、選定の基準及び配点をもとに、選定委員会がそれぞれの採点評価を行うこととしております。これは、あらかじめ設定をいたしました評価の項目について点数化をしまして、その合計が最も高くなる団体を候補者とする総合点数方式、それによって行いました。なお合計得点が480点を超過していること、これを候補の条件といたしました。選定方法につきましては、選定委員が申込団体の提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を行うことといたしました。裏面をご覧ください。③の審査のところでございます。選定委員6名の合計点により評価を行ったということ、それから最も評価点の高かった団体を候補者として適切であるかどうか、これを再度検証を行いました。以上の審査の結果、アクティオ株式会社を選定委員会として候補者としてしております。(4) 選定委員会における審査結果及び総評でございますが、アクティオ株式会社は、総合的な評価点が664点、これ合計点でございますが、ございました。そしてまた、①から⑤ご覧のとおりので優れていると認められたということでございます。以上の結果を踏まえまして、町として、選定委員会における内容が適切であると認め、アクティオ株式会社を指定管理者の候補と決定することにしております。なお、アクティオ株式会社について、若干補足をさせていただきます。この会社は本社が東京にございます。大阪支社に公共施設指定管理事業部、これを置いております。現在全国の公共施設の指定管理を中心に業務を展開しております。元は大型スタジアムのドームや博覧会のテント施設、これらを手がける会社のイベント開催部門として、昭和62年に設立されたものでございます。愛媛県内では現在、西条市総合文化センター、丹原文化会館の指定管理を行っております。以上で議案第77号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

す。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） ただいま担当課の方から説明をいただきましてありがとうございました。お尋ねしたいのは、この次の78号にもありますが、その会社の資本金はいったいいくら位であるかが第1点と、それによる効果的かつ効率的にといわれておりますが、どれ位のお金、資産であれば出来るのかというのが2点、もう1点はこれ町内のいわゆる人の雇用がこの中で発生する可能性があるのかないのかその3点をお尋ねしたいと思えます。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、アクティオ株式会社の資本金についてでございます。資本金は9,900万円でございます。続きまして2番目のご質問の効果と申しますか、効果的なもの、これは主に経費の問題が中心になるかと思えます。今回の応募にあたりまして、委託料の上限額を決めております。上限額は3年間の合計で1億1,040万円でございます。これ3年間を計画しておりますので、単年度あたり3,680万円となっております。一方、17年度の文化会館の決算額でございますが、この中には数字の中には自主事業費は含めておりません。管理に必要な最低の金額でございますが、4,524万2千円でございます。したがって、全体で、約19%程度の削減効果が見込まれると思っております。金額にしまして、単年度あたり840万円余り。3年間では約2,500万円程の削減効果が得られるというふうに考えております。それから、地元の雇用についてでございますが、基本的に運営、管理運営にあたる方は、地元雇用と。いわゆる契約社員を想定しておるようです。ですから、砥部町内に限るかどうかは分かりませんが、地元から基本的にその運営に携わる方の雇用をしたいというふうな計画が提案として出てございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他に。井上洋一議員。

○7番（井上洋一） 三谷議員の方が何点か質問されましたので、重複分は省略します。この申込団体でNPO&アトムグループJVが入っておりますが、選定委員にもNPOの団体の代表が入っておられますので、その辺との関連はどんなんでしょうかね。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の井上議員さんのご質問でございますが、選定委員にはNPOとべとべ、これはあの、元のアートの里づくり会議が前身になっております団体でございます。この団体に入っていたいただいた趣旨としましては、文化会館を中心に共同のイベントを開催していただいております。会館の運営に非常に精通をされておるといって、そしてNPOという同じ非営利活動組織ではございますが、直接の利害関係はございませんので、この団体の方に学識経験者として入っていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。土居美智子君。

○4番(土居美智子) 大方の事は既に質問がありましたので省きますが、私の1つの質問は、今文化会館におかれましてですね、町の職員が仕事をしていると思いますけれど、この人たちの身分はどういうふうになっておりますか。

○議長(樋口泰幸) 大野課長。

○生涯学習課長(大野哲郎) ただ今の土居美智子議員さんのご質問についてでございますが、人事上の問題についてはちょっと私のほうで言及できないのですが、現在予定されておりますのは、当然指定管理ということですので、そこに現在の会館の職員がいる訳にはいきませんので、すべての運営がアクティオに決定した後は任されるということでございますので、現在の職員、臨時職員含めまして4名は別の場所が変わるのではないかなど、会館からは出ることになるのではないかなどというふうに思っております。

○議長(樋口泰幸) 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第3 議案第78号 指定管理者の指定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第3議案第78号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長(大野哲郎) それでは議案第78号指定管理者の指定についてご説明をいたします。砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町総合公園、砥部町田ノ浦町民広場でございますが、ここで少しご説明を申し上げます。本年6月の定例会で条例制定をお願いしました際に、砥部町総合公園内体育施設と表現を用いております。今回の公募にあたりまして、総合公園を部分管理するのではなく、全体を一括して指定管理する方が、経費の面や利用者の利便性の点で良いと考えまして、全体を指定管理する方向で進めさせていただきました。指定管理者となる団体の名称でございますがNPO&アトムグループJV。指定管理者となる団体の所在でございますが、愛媛県松山市和泉北四丁目2番7号。指定の期間でございます、平成19年4月1日から平成22年3月31日この3年間を予定しております。提案の理由でございますが、砥部町総合公園並びに砥部町田ノ浦町民広場の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行うため提案するものでございます。別紙の資料をご覧ください。資料についてご説明を申し上げます。まず2の募集概要でございますが、募集の期間、受付の期間はご覧のとおりでございます。申込団体についてはNPO&アトムグループJV、1団体でございます。選

定の概要と結果については先ほどの文化会館と同様に選定委員会において行っております。選定委員はご覧のとおりでございます。選定の基準につきましても先ほどの議案第77号と同様でございます。(3)の審査、選定の経過でございますが、選定委員会は平成18年11月20日に開催をしております。選定の方法につきましても先ほどと同様でございます。合計得点が470点を超過していることを候補の条件とさせていただいております。裏面をご覧ください。③の審査のところでございます。評価表による採点を行い、選定委員5人の合計得点により評価を行っております。そして候補団体が1団体であるためこの団体が候補者として適切であるかどうかの検証を行っております。以上の結果、NPO&アトムグループJVを選定委員会として候補と決定しております。(4)の審査結果及び総評でございますが、NPO&アトムグループJVは総合的な評価点が615点。これは合計点でございますが、ございまして、下記の①から③番目これについて優れていると認められました。4. 町としての指定管理の決定でございますが、以上の選定委員会の結果を受けまして、町としてNPO&アトムグループJVを指定管理者候補団体として決定をいたしております。なおこのNPO&アトムグループJVでございますが、この団体について若干補足をさせていただきます。このJV、JVというのは企業体のような形ですが、3つの企業と2つのNPO法人、そして1つの医療法人が構成する共同企業体でございます。1つがビル管理を担当します、芙蓉メンテナンス株式会社。イベント等を企画担当します特定非営利活動法人アクティブボランティア21。青少年健全育成の企画を担当します、特定非営利活動法人VYS。緑地管理を担当します、アトム緑化開発株式会社。食事等の提供の企画を担当します、株式会社笹錦食産。緊急医療や健康相談を担当します、医療法人順風会。これは八倉医院でございます。以上が構成団体となっております。なお指定管理の組織上の管理責任者は、団体は、芙蓉メンテナンスとなっております。以上で議案第78号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 2点ほどちょっとお尋ねしたいのですが、そのうちの1点は、今現在管理等は町と、体協しよるんかな。現在、申込みみたいなんの手続きと。それを今度はこういう指定管理になったら今まで以上に町民の人は取りにくくなるのではなかろうかと思うんですが。というのは、やはり今現在でもよそ、砥部町以外から体育館とか運動場を使用しよんがたくさんあると思うんですよ。それを今度、指定管理者制度になると、やはりよそのの方が使う機会がなお一層増えてですね、地元が使うゆうても使いにくくなるのではなかろうかと思うんですけど、ここへんどういうふうにご考慮されるのか、もう1点は、子供の遊具ありますね、おもしろ自転車などいろいろありますが、ああいうのも全部今度は指定管理になるのか、その2点を聞きたいと思っております。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、受付の問題でございますが、一番心配なのは私どもも、町民の利用がどうなるかとい

う問題を当初から懸念をしております。貸し出し方法につきましては、基本的に現在の方法を踏襲していただくという事を条件にしております。これは選定委員会の面接の際にも念押しをさせていただいております。基本的には実際の現場の管理運営の柱になっております、現場の身分上は臨時職員という、パートさんがいらっしゃるんですが、その方の雇用を必要条件というふうにお願いしております。これを認めない場合は、失格というふうな要件を付けておりますので、そういった方々を中心に運営をしていただくというふうには私どもは考えております。当然子どもたちも含めたいわゆる減免的な利用、これにおきましても現状を踏襲していただく。今まで、例えば子どもたち、あるいは中学生はほとんど減免という形。それから町内の特に体育協会所属の団体については一部減免という取り扱いをしております。この運用についても現状どおりやっていただくという事を条件として、これは当然これからご議決をいただきました後に、契約を締結する事になると思っておりますが、この契約の中に含めて考えたいというふうに考えております。

それからもう1点のご質問でございますが、子供の遊具の件。これにつきましても併せて指定管理の中に含めてお願いをしたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。山本議員。

○16番（山本典男） ちょっと、先ほども三谷君から尋ねたんですが、田ノ浦町民広場に関しても、その効果ですね、これどうなっているのか。そのへんもちょっと教えてほしいと思います。またアトムJ Vの代表者もちょっと教えてください。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の山本議員のさんのご質問でございますが、すみません。2点目のご質問が少しちょっと。

○16番（山本典男） いろんな人が集まると聞くんですが、その代表者。いろんな問題があった時にどうするのか、そのへんが問題ですね。

○生涯学習課長（大野哲郎） まず最初のご質問の田ノ浦町民広場の件でございますが、実は田ノ浦というのは収入に対して経費がたかさんかかっておる施設でございます。今回の指定管理を考える際に、元々は総合公園であればある程度、約2千万余の収入がございますので受け手があるだろうという想定の上に指定管理を考えておるんですが、田ノ浦町民広場単独ではおそらく手を挙げていただけないだろうというふうな事で、抱合せというような形でさせていただいております。田ノ浦、非常に遠隔地でございますが、現在田ノ浦の地区の方に鍵の開け閉めをお願いしておるわけなんですけど、夜間照明のない関係もございまして、利用が限られていると。ほとんどが週末に集中しております。経費としてはかなり掛かりますので、そういう面ではこういうふうな一括管理をしていただくと、非常に町の持ち出しとしては、全体の経費の中で一緒にやっただけですので、効果は総合公園以上に大きいんではないかというふうには私どもは考えております。

それから2番目のご質問でございますが、芙蓉メンテナンスについてでございます。芙蓉メンテナンスでございますが、資本金は1千万円となっております。代表者の氏名でございますが、橋本龍司でございます。以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他に。山本議員継続で。

○16番（山本典男） 質問の仕方が悪かったんですが、田ノ浦の問題だけでなく総合公園を含めての両方の経済的な効果を含めてのお話で。田ノ浦については若干お答えいただいたんですが、そっちも含めて答弁をいただけたらと。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 大変失礼をいたしました。田ノ浦町民広場と総合公園を含めていわゆる効果という点で、どの程度の経費が削減されるかという事についてご説明を申し上げます。今回NPO&アトムグループJVここが提出しました計画書によりますと、3年間の委託料の合計が1,430万円となっております。ただ3年間の経費が均等ではございませんで、計画書では19年度が630万円、20年度が500万円、21年度が300万円、合計1,430万円となっております。これに対しまして、現在の維持管理費でございますが、年によって若干変動がございますので、16年度、17年度の決算額の平均をみまして計算をいたしました。この段階で、一般会計の持ち出し分が約610万円余り。3年間の合計をしますと1,830万円程度は一般会計として持ち出しが必要になるという事で、比較しますと約22%程度の削減が得られる、3年間の削減額は約400万円という試算が出ております。ただし、この中には私ども、生涯学習課の担当職員の給与分を含んでおりません。これは複数の人間で複数業務をやる中でしておりますので、経費として算定をしております。したがって先ほど申し上げた数字以上の削減効果が得られると私どもは考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 他に。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 先ほど担当課長の方からご説明がありました時にですね、総合公園内を一括して指定管理者に出した方がいいというお話しがありました。これはですね、応募をされた後に決定されたのか、あるいは応募する時にすでに決定されておったのか、いつどういうふうな形で決定されたのかという事を聞きたいと思います。

それと今現在公園内におきまして、ぽっかぽかという育児のですね、毎日ではないんですけど使用している建物があります。それと体育協会がですね、今使っているいわゆる管理施設があるかと思っておりますけど、この人達の行方はどうなるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の土居美智子議員さんのご質問にお答えします。まず、管理の範囲の件についてですが、これは公募段階で全体を管理をいただきたいという事で募集をしております。

それから2番目のぽっかぽか、それから体育協会の事務局につきましてですが、私どもとしては現状のままという事で考えております。当然、ぽっかぽかにつきましても、体育協会事務局につきましても現状の形でなんとかお願いをしていこうというような事で考えております。具体的にそのどういった形で、家賃を支払うようになるのか、といったところまではまだこれからの協定の中になろうかと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） ぽっかぽかとか体育協会については現状のままでお願いしたいということになりますけど、これを委託するという事になりますと、その部屋の使用料金等々の問題も発生するんじゃないかと思っておるんですけども、そこらについて町の方はどのように考えていらっしゃるでしょうかお尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の土居美智子議員さんのご質問でございますが、まずぽっかぽかの方でございますが、これは現在も会議室を使用という事で使用料を頂いております。ですから、基本的には使用料のままでお願いをするというような事になるかと思っております。ただ現状として先般もぽっかぽかの方からご相談があったのですが、やはりちょっともう少し広いところが欲しいという事で、現在町内の施設の中でどっか適当なところはないかという事で探されておるようですが、もちろん私どもにお話があれば現状の形で指定管理の方向へ持っていきたいというふうに考えております。

もう一点、体育協会の事務局でございますが、体育協会の事務と申しますのは町の委託事業がかなりの部分を占めてございますので、現状のままで使用料というものは発生しない状態をお願いしたいと私どもは考えております。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 運動公園全体となりますと、ドリンクの販売しよるのももちろん委託するんですね。そうでしょ。担当課長。あれ1年間にね、あの財政課長、900万から上売るはずですよ、あこで。これ単純に計算しても180万というのはあのドリンクで利益上がるんですね。もちろん電気代いりますけど。これしたらね、この人はこんだけの利益をここで発生しとるんですから。違いますか。今、なんぼくらい売っていますか。

○議長（樋口泰幸） 松下課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼しました。三谷議員さんのご質問にお答えします。公園の自販機収入は3カ年平均で、250万ほどございます。はい、250万ほどございまして、先ほどの大野課長の説明でですね、メリット分としてあげられとる、600万何某かの数字はですね、この施設料収入を引いた金額ですので、当然自販機収入も指定管理者の方にお渡しするという事を想定の上でのメリットというふうにとらえていただきたいんですけれど。以上でよろしいでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 他に。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） ほんなら結局なんですけど、あの売り場、ドリンクや他の物も販売する、場合によったら軽食も売れますよと、お弁当屋さんが入るとるからやっぱりそこらも我々考えますよ。そういういわゆる、施設の公園の中にもってきちゃいかんと、そのサイドで、両サイドでそうゆう物の販売も可能なのか。そこらあたりの規制までしておいでなのか。ドリンクでも、そりゃお酒売ったら売れるか売れんか分かりませんが、おそらく空いとるスペースがあるともっと置きますよ。利益が上がるんですから。一番いいもんなんですから。そこらあたりどう規制してますか。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えいたします。まずあの、ドリンク物は当然自動販売機という形になろうかと思えます。自動販売機につきましては、これはおのずと規制は自動的にかかるのではないかなと私は思っております。と申しますのは、自動販売機はかなり1台1台が大きな電気を使用いたしますので、現在の総合公園内の電気設備にはある一定容量がございまして、だいたいその枠内で現在設置されておるようです。ですから、1台2台増やしますとその回路が足らなくなってしまう、あるいは落ちてしまうという状態になりますので、私どもは基本的にそういう設備の変更を全く考えておりません。指定管理によって新たに町に設備投資が発生するという事は私どもは想定しておりませんので、そういった状況については私どもはお断りをするというふうに考えております。それ以外の、当然指定管理は民間の力が入ってくるわけございまして、イベント等、自主イベント、様々なイベントをする中で、そういう物販が発生する事もあるかと思えます。それは、単に完全な営利だけを目的とするものにつきましてはお断りをする、私どものところで規制をかけるという事は必要だと思えます。ただ、利用者の方へのサービスを中心に置いた物販であれば問題ないのではないかというのが私どもの考えでございます。

○議長（樋口泰幸） 山本議員。

○16番（山本典男） 私どもが、町と共同して砥部焼まつりをさせていただいておると。その場合に、それに移行する事によって、新たな経費とかそういうのが発生するのかわからないのか教えて欲しいのですが。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の山本議員さんのご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、現在使っておる状態と同じ状態を想定しております。したがって、今まで使用料を免除しておった団体から新たに使用料をもらうというような考え方は、私どもは考えておりません。したがって、砥部焼まつりはこれは町の一大事業でございますので、これは町の主催という事でそういう扱いをしたいと考えております。

○議長（樋口泰幸） 他に。井上洋一君。

○7番（井上洋一） この雇用の関係ですが、従来どおりお願いしておるとい課長の答弁ですが、現在何名くらい公園にいらっしゃるんですか、これ関連の。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の井上議員さんのご質問ですが、合計12名の方がいらっしゃいます。内10名の方が通常の貸出業務、管理運営にあたっております。2名の方がいわゆるトイレ掃除といいますか、こういった形で入られております。

○議長（樋口泰幸） 他に。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 2点だけあと教えてもらいますが、3年間で1,430万円という委託ですが、630万、500万、300万と3年目では約半分になっておるんですけど、こういうふうに段階的に減っていくという過程のですね、構想がどういう事になってるのかという事と、NPO&アトムグループJVという、私、アトムグループというのは芙蓉メンテナンスとあの、介護関係、おそらくこの介護関係からずいぶん大きく成長され

た会社かなと記憶、思っているんですけども。果たしてこのいわゆるこの運動管理、スポーツ関係の管理をですね、指定管理を実績的に今やっというらっしゃる、他に砥部町以外にそういう実績があるのかどうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の土居美智子議員さんのご質問にお答えいたします。委託料の額が年度によって異なっておる、これは計画書を出していただいた計画書の中の数字ですが、いわゆる使用料、自主イベントとか、あるいは健康相談的な教室事業とか、そういったものの収入を見込んでおるようです。そうゆうものが、初年度ではなかなか計画がしにくいであろうと。2年目、3年目にそういった事業を軌道に乗せてある程度の収入を得たいと。その収入に対しての委託料の減額というふうな事で計画が出ております。それからこのアトムグループJVの実績についてでございますが、いわゆる体育施設の委託管理という実績はございません。主に、実績としましては、現在の動物園であるとか、松山市内の公共施設こういったものの緑地管理であるとか、あるいはビル管理、これが中心になっております。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第78号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第78号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第4 議案第79号 砥部町副町長の定数を定める条例の制定について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第4議案第79号砥部町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第79号砥部町副町長の定数を定める条例の制定について。砥部町副町長の定数を定める条例を次のように定める。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。砥部町副町長の定数を定める条例。地方自治法第161条第2項の規定に基づき、砥部町の副町長の定数は1人とする。附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、条例で副町長の定数を定める必要があるため提案するものでございます。自治法の改正によりまして、助役という呼び名が副町長に改められました。これを受けまして、条例を制定するものでございます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第79号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第79号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第80号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第5議案第80号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第80号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてご説明いたします。今回の条例は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され一部の規定を除きまして、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整理するものでございます。

今回、条例5件につきまして一部改正を行っております。内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。対照表の右側が改正後でございます。また改正箇所につきましてはアンダーラインを入れておりますのでご覧ください。まず、対照表1ページをお願いいたします。

砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。ここでは第4条中「、助役及び収入役」とございますが、これを「及び副町長」に改めます。次に、砥部町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましても、第2条中の「、助役及び収入役」を「及び副町長」に改めております。次に対照表の2ページ、3ページをご覧ください。

砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、第1条第2号また同条第3号、それと下でございます別表第1と、その下の別表第2、この中に助役とありますのをすべて副町長に改め、収入役の語句を削る改正を行っております。

次に対照表の4ページをご覧ください。まず税条例の一部を改正する条例ですが、ここでは第2条第1号中、「町吏員」という語句を「町職員」に改めております。

次に、砥部町有建設機械条例の一部を改正する条例では第6条の第1項中、「収入役」とあるのを「会計管理者」という言葉に改めました。

またこの改正条例につきましては平成19年4月1日から施行いたしますが、税条例を除く条例4件につきましては、収入役の在職期間中に限り、改正前の規定はその効力を有することとなっております。またこの場合におきまして、特別職に関する条例3件中、「助役」という言葉は「副町長」と読み替えいたします。

以上で議案第80号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） 別表の改正案の2ページですか、ここに収入が、副町長の場合は助役のあれになると。収入役の場合はないようになります。両方ともあるとすると63万2千円に統一するということですか。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご質問なんですが、「収入役」を4月1日から原則的に削ります。ですから収入役という特別職が存在しなくなりますから、この右側では削って消しております。副町長に合わせて支給するという事ではございません。それと先ほど申し上げましたが、残任特例がございますので、その期間につきましては現在の条例が適用になります。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 笑わんようにしてくださいよ。わし頭が悪いんでどうもすっきりしませんが、今まで特別職の報酬は三役、四役いいよりましたわね。ところが、今回はこういうふうに認めますと2人になります。収入役の分がなくなります。特例ですることはいいいですが、その収入役の歳費は職員からあげるとなっておりますと、給料はいったいどこで審議されるのですか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の三谷議員さんのご質問ですが、どこで審議するかという事なんですが、当然、先ほど説明いたしましたように在職期間中は収入役という職が残ります、そのまま。ですから報酬審議会で審議をすることになると思います。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 簡単に言いますと、この法律を無視して現在の条例のままにいくことは出来るんですか出来ないんですか、まず1点。出来ないとするならば当然条例改正しないとだめなんで。先ほどから質問しておりますが。収入役を外すというのは分かりますが、任期中はこのまま現在のままの条例でいって、何年後になるんですか任期は、忘れましたが、その時に条例改正という手もございまして、そのへんも法律的にどうなのか。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の井上議員さんのご質問にお答えいたします。先ほどいいましたように、この施行日が平成19年4月1日になっております。これは自治法で定められておりますので、自治法を無視して条例制定することは出来ません。ですから、残任特例は認めてもいいが、収入役という特別職は3月31日で無くなります。

○議長（樋口泰幸） 他に。井上議員。

○7番（井上洋一） いや、私が言いたいのは、法律は分かるんですよ。法律ですから。もしこの法律が気に入らんと、砥部町として。という場合は裁判ですよ。これしかないんですから。これをお聞きしているだけです。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） 井上議員さんのご質問ですが、まあ自治法が上位法ですからこれを見無視して、条例うちはやりませんということは裁判してもおそらく負けると思いますし、出来ないと思います。それと収入役の残任特例につきましては、本文中のこの附則に書いてございますが、附則の2に書いてございます。「この条例の施行の際現に収入役が在職する場合は、その在職期間中に限り、改正前の砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」うんぬんとずっとございますが、なお「その効力を有する」と書いております。以上で説明を終わります。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第80号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第80号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。ここでしばらく休憩します。再開は10時15分の予定です。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~

## 日程第6 議案第81号 愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第6議案第81号愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第81号愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立についてのご説明を申し上げます。まず、提案理由であります。将来超高齢化社会を迎える中で、新たに75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度が創設されることになり、その運営は都道府県単位で、全市町村が加入する広域連合が実施することと法律で定められました。そこで愛媛県におきましても、全市町村が加入する広域連合を設立し、後期高齢者医療制度の運営を行うため地方自治法第284条第3項の規定に基づく広域連合を設立するにあたり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、広域連合の規約の内容についてご説明をさせていただきます。第1条につきましては、広域連合の名称を愛媛県後期高齢者医療広域連合とするものでございます。第2条につきましては、広域連合を組織する地方公共団体を定めるもので、愛媛県内の全市町村をもって構成するものということでございます。第3条につきましては、広域連合の区域を定めるもので、愛媛県を区域としております。第4条につきましては、広域連合の処理する事務を定めるものでございまして、5項目に分けて定めたものでございます。なおこの

うち、別表第1に記載している事務につきましては関係市町において行うことといたしております。第5条につきましては、広域連合の作成する広域計画の項目を定めるもので2項目について定めたものでございます。第6条につきましては、広域連合の事務所の位置を定めるもので、松山市内に置くことといたしております。第7条につきましては、広域連合の議会の組織を定めるもので、議員定数を26人とし、関係市町の長、若しくは副市町長又は議会の議員により組織することといたしております。第8条につきましては、広域連合議員の選挙の方法を定めるもので、広域連合議員は各関係市町の議会において選挙することといたしております。なお関係市町ごとにおける定数におきましては、均等割定数といたしまして、各市町からそれぞれ1人を選挙することとしております。また、人口割定数といたしまして、3人を限度に、人口10万人を超える市において人口10万人ごとに1人を加えることといたしております。この結果、松山市で3人、今治市、新居浜市、西条市はそれぞれ1人の合計6人を均等割定数に加えることといたしております。第9条につきましては、広域連合議員の任期を定めるもので、当該関係市町の長若しくは副市町長又は議会の議員としての任期といたしております。関係市町の長若しくは副市町長又は議員でなくなったときは、同時に広域連合の議員の職を失うことといたしております。第10条につきましては、広域連合の議会の議長及び副議長を定めるもので、議長及び副議長は広域連合議員の内からそれぞれ1人を選挙し、その任期は広域連合議員の任期と同様というふうにいたしております。第11条につきましては、執行機関の組織を定めるもので、広域連合に広域連合長、副広域連合長2人を及び会計管理者を置くことといたしております。なお、広域連合長及び副広域連合長は広域連合議員と兼ねることができないことといたしております。第12条につきましては、執行機関の選任の方法を定めるもので、広域連合長は関係市町の長が投票により選挙をすることといたしております。副広域連合長は広域連合長が広域連合の議会の議員の同意を得て、関係市町の長のうちから選任することといたしております。また、会計管理者は広域連合職員と関係市町の会計管理者のいずれかから広域連合長が任命することといたしております。第13条につきましては、執行機関の任期を定めるもので、広域連合長及び副広域連合長の任期は関係市町の長としての任期によることといたしております。第14条につきましては、補助職員を定めるもので、広域連合に必要な職員を置くということにいたしております。第15条につきましては、選挙管理委員会について定めるもので、広域連合には直接請求が認められておりますことから、選挙管理委員会を必ず置くこととされておまして、委員の定数、選任方法、任期を定めるもので、4人を選挙することといたしております。第16条につきましては、監査委員について定めるもので、執行機関の事務に関する監査請求が認められておることから、監査委員を置き、委員の定数、選任方法、任期を定めるもので2人を選任することといたしております。第17条につきましては、経費の支弁の方法について定めるもので、広域連合の運営に必要な経費は関係市町の負担金、事業収入、国及び県の支出金、及びその他の収入をもって充てることにいたしております。関係市町の負担割合につきましては別表第2のとおりといたしております。第18条につきましては補足として、この規約の施行に関し必要な事項は広域連合長が別に定めることといたしております。附則第1項

につきましては、この規約の施行期日を愛媛県知事の許可のあった日からとして、会計管理者にかかる規定につきましては平成19年4月1日から施行することといたしております。附則第2項から第5項までにつきましてはこの規約の施行にかかる経過措置を定めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 17条の負担金の割合ですよね、表の10%、45%、45%になりますと、砥部町の負担はいったいどれくらいになるんでしょうかね。ある程度の計画というものができておるから試算割が出されたと思うんですが。

○議長（樋口泰幸） 丸本課長。

○住民サービス課長（丸本正和） ただ今の、三谷議員さんのご質問でございますが、共通経費にかかる、負担割合、均等割が10%、後期高齢者人口割が45%、人口割が45%ということについてのご質問でございます。この割合につきましては今現在設置しております、準備委員会の負担とまったく同じということにしております。なお、実際には、仮にですが、パーセント例えば、全体で砥部町が何パーセントという積算はしておりません。金額で申し上げますと、概略ですが19年度の、これも完全な状態ではございません、目安ということでございますが、広域連合自体の共通経費というのが5億7千万円強と、今の段階でのことですが予定になっております。これに対しまして、砥部町の負担というのが1,020万円強ということでございます。負担割合ということで、今はこの程度しかお答えができません。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 財政課長。そしたら、結局新規に1,020万円出ますよね。ではそれによって、町内の高齢に関連した事業、今までのこの関係の中で、何人かなんぼか事務があれできるんですか。そんなんじゃないかに、ただ新規にこれ持ち出しが増えると、単独でお考えしてよろしいんでしょうか。財政課長。

○議長（樋口泰幸） 松下課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えします。確かにこの1,020万は、新規分として新たに負担が必要となってくると思われます。ただ、この後期高齢者医療制度は老人保健医療ですか、こちらの方と、5年程度をめどに入れ替わるといいますか、制度が変わるといふふうに聞いておりますので、このところあたりで、費用分はどのような形になるか、端的に言えば、一般会計からの繰り出しがどのようになるかというのが問題になろうと思うんですけど、その5年先のそういうことは、まだたっていない次第でございます。事務の簡素化につきましては、この規約の中にありますように、町の方に別表第1として、被保険者の資格管理でありますとか、資格証明書の引渡しとか、こういうものが残るといふことでございますので、逆にいいますと、今までのとこと重複した部分が出てくるんじゃないかと、ただ、そのまますべてが町の方の負担となるわけではございませんので、ある程度の簡素化は図られますが、ここにあるような事務の重複とい



いますか、そういうものが残ってくるというふうに考えております。

○議長（樋口泰幸） 丸本課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼いたします。先ほどの三谷議員さんのご質問でございます。町の負担ということでございますが、国におきまして、まだまだこれから検討をして確定していくという作業が非常に多ございます。その中で、厚労省としては、予算要求という中で、財政的な支援措置というものを要望しておるといふ情報のみ入っております、またそれが具体的に地方交付税措置なのか、補助金なのかということについても私共、まだ入手することが出来ない状態ですのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 他にございませぬか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） この広域というのは今、新聞等々にも報道されておりますが、国の方でも非常に広域という事について理解を示して補助対象になるのかなと思うんですけど、今回やろうとしている分についても国の施策の中の、交付税になるのか補助になるのか記憶ないんですが、そういった対象になるのかどうかということ。それと、もし広域連合に入らなくて砥部町自体がやった時、それとの差がどのくらいになるか試算されておるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 丸本課長。

○住民サービス課長（丸本正和） ただ今の土居美智子議員さんのご質問ですが、広域連合に対する国の助成ということでございますかね。それにつきましては、広域連合だからということではお話は聞いておりませぬが、先ほどの三谷議員さんのご質問にお答えしたとおり、国が法律を定めてやりなさいということですから、なんだかの措置をとということで今、厚生労働省が予算要求をしておるといふところでございます。

後、加入しない場合ということでございますが、全く想定をしておりませぬので金額ということは、はじいておりませぬ。仮に加入しないということをお前提で申し上げますと、法律で18年度の末日までに、先ほど申し上げましたけども、都道府県の区域ごとに全市町村が加入するということは、法律上当然の前提になってございます。もし、加入しないということをお認めた場合には、市町村は加入に関して利害の特質を考慮すると、加入したら損する、得するということの可能性がありまして、財政力の高い市町村が加入しないというようなことがございますので、財政運営上の安定化に支障をきたす、さらに法律上は都道府県内均一の保険料ということでございますが、一部例外が残ってしまうということでございます、県単位での財政運営の広域化、安定化を図るといふような法律の目的が達成できなくなるということもございまして、市町村が加入しないということについては想定をされてないということでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 他に質問ございませぬか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第81号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第81号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第7 議案第82号 愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更について

日程第8 議案第83号 伊予消防等事務組合理約の一部変更について

日程第9 議案第84号 中予広域水道企業団規約の一部変更について

日程第10 議案第85号 愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について

日程第11 議案第86号 伊予市外二町共有物組合理約の一部変更について

日程第12 議案第87号 松山広域福祉施設事務組合理約の変更について

日程第13 議案第88号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合理約の一部変更について

日程第14 議案第89号 松山衛生事務組合理約の一部変更について

日程第15 議案第90号 大洲・喜多衛生事務組合理約の一部変更について

日程第16 議案第91号 内山衛生事務組合理約の一部変更について

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第7議案第82号から日程第16議案第91号までの地方自治法の改正等に伴う一部事務組合理約の一部変更に関する10件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) それでは議案第82号愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更についてご説明申し上げます。今回の規約の改正は、根拠法令の一部改正に伴い条文等の整理を行うとともに条文中の語句の整理を行うための改正となっております。水防法の一部を改正する法律が、平成17年7月1日から施行されたこと。また消防組織法の一部を改正する法律が、平成18年6月14日から施行されたこと。また、地方自治法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることに伴い改正を行っております。改正内容のご説明はお手元の、新旧対照表でおこないますので、対照表の1ページをご覧ください。いずれにつきましても、改正箇所はアンダーラインを入れております。まず対照表1ページですが、第8条第7号では「吏員」という言葉がございます。これを「職員」に改めております。同条第8号では右側の方がございますが、「組合に会計管理者1人を置き、組合長がこれを任免する。」というふうに改めました。続きまして、第10条第1項中、「吏員その他の職員」とありますのは「職員」というふうに改めております。対照表の2ページ、3ページをお願いします。まず対照表2ページの一番下の行でございます。ここ

で共同処理する事務の欄、第1号中「消防組織法第15条の7第1項」を「消防組織法第24条第1項」に改めました。また同項、第2号中「消防組織法第15条8」とございますが、これを「消防組織法第25条」に改めております。また同項の第5号中、「水防法第34条」を「水防法第45条」に改めております。附則ですが、この規約は平成19年4月1日から施行する。ただしこの規約による改正後の規約、別表第2、第2項第1号また第2号の規定は平成18年6月14日から適応いたします。また同項第5号の規定につきましては、平成17年7月1日から適用します。以上で議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号伊予消防等事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。この規約につきまして地方自治法の一部改正に伴い改正を行っております。改正内容は新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表のアンダーラインの部分をご覧ください。第8条第1項中「収入役」を「会計管理者」というふうに改めております。同条第4項を右側の方でございますが、「会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから組合長が命ず」というふうに改めました。次に、第9条の見出し中「、副組合長及び収入役」とありますのは、右側のとおり「及び副組合長」に改めております。同条第2項の収入役の任期でございますがこれは削っております。次に第12条第2項中、「収入役」とございますが「会計管理者」というふうに改めてございます。附則で規約の施行日は、平成19年4月1日からとしておりますが、先ほども申し上げましたように、収入役の残任特例の規定を設けております。以上で議案第83号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 議案第84号中予広域水道企業団規約の一部変更についてご説明を申し上げます。中予広域水道企業団規約の一部を変更する必要が生じたため次のように変更する。中予広域水道企業団規約の一部を次のように改正する。別紙の新旧対照表をご覧ください。左の方に現行、右の方に改正案を載せております。今回改正するのはアンダーラインを引いておる所でございます。第5条中第2項第4号中「助役、収入役」を「副市長」に改め、同条第4項から第6項までの規定中、「助役」を「副市町長」に改めるものでございます。元にお戻りください。附則1、この規約は平成19年4月1日から施行する。2、この規約による改正後の第5条第2項第4号の規定の適用については松山市収入役が在職する期間に限り、同号中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」とする。提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、中予広域水道企業団規約の一部を変更するため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど賜ります。

○議長（樋口泰幸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 議案第85条愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について。愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を変更する必要が生じたため別紙のとおり変更する。提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、愛媛地方税滞納

整理機構規約の一部を変更しようとするものであります。内容につきましては、別表の新旧対照表で説明したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。規約の第5条の2項でございますが「収入役」を「会計管理者」に改めます。第9条の1項でございますが「収入役」を「会計管理者」に改めます。2項の「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改めます。第10条の2項でございますが、「収入役は、管理者が機構の議会の同意を得て選任する」というのを「会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもってこれに充てる」といたします。第11条でございますが、「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」と改めます。第12条でございますが、「吏員その他の職員」を「職員」といたします。附則でございますが、この規約は平成19年4月1日から施行する。2としまして、この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第86号伊予市外二町共有物組合規約の一部変更についてご説明いたします。伊予市外二町共有物組合規約の一部を変更する必要が生じたため、次のように変更する。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。変更内容でございますが、先ほどから申されておりますように、地方自治法の一部改正に伴いまして、収入役を会計管理者に改める等のことが主でございます。まず、第9条の第1項中「収入役」を「会計管理者」に改めます。同条の第4項を会計管理者は、組合長の属する関係市町の会計管理者をもってこれに充てる。現在伊予市のほうに組合長がおいでしますので、伊予市のほうで会計管理者をとということになります。以下同じような内容ですので省略させていただきます。附則にありますように、この規約は平成19年4月1日から施行いたします。ただし、この規約の施行の際現に在職する収入役はその任期中に限り、なお従前の例により在職するものとなっております。以上でご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第87号松山広域福祉施設事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。松山広域福祉施設事務組合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、次のとおり組合規約を変更することについて、議決を求めるものでございます。始めに松山広域福祉施設事務組合につきましては、3市3町である松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町が特別養護老人ホーム久谷荘と救護施設三坂荘を共同で設置運営をしている施設でございます。まず、提案理由より説明させていただきます。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日から公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、松山広域福祉施設事務組合規約の一部を変更するものであります。したがって、先に説明のありました事務組合等の規約改正と同様の変更理由でございます。松山広域福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約。松山広域福祉施設事務組合規約を次のように改正する。新旧対照表も併せてご覧ください。本則中「助役」を「副市町長」に改める。第8

条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4項を次のように改める。第4項、会計管理者は、組合長が関係市町の副市町長及び会計管理者のうちから選任する。第9条の見出し中「、副組合長及び収入役」を「及び副組合長」に改め、同条第3項を削る。第11条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。第12条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。附則でございますが、第1項、この規約は平成19年4月1日から施行する。第2項、この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。第3項、前項の場合においてはこの規約による改正後の規約第8条第1項及び第4項並びに第12条第3項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第8条第1項及び第4項並びに第9条第3項並びに第12条第3項の規定は、なおその効力を有する。この附則第3項につきましては、収入役の任期中は改正前の規定で効力を有することと定めております。以上で議案第87号の説明を終わります。

続きまして、議案第88号をご覧ください。議案第88号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を変更する必要が生じたため、次のように変更するものです。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合につきましては、伊予市、砥部町、松前町が養護老人ホーム和楽園を共同で設置運営をしている施設でございます。提案理由をご覧ください。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を変更するため提案するものでございます。これも先に説明いたしました変更理由と同様でございます。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を改正する規約。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を次のように改正する。新旧対照表も併せてご覧ください。第7条第1項及び第3項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、副組合長及び収入役」を「及び副組合長」に改め、「又は収入役」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。第8条の見出しを「(職員)」に改め、同条第1項を次のように改める。本組合に必要な職員を置く。附則でございますが第1項、この規約は平成19年4月1日から施行する。第2項、この規約による改正後の規約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字はアラビア数字に改める。以上で議案第88号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第89号松山衛生事務組合規約の一部変更について、議案第90号大洲・喜多衛生事務組合規約の一部変更について、議案第91号内山衛生事務組合規約の一部変更について一括して説明をさせていただきます。提案理由ですが、この3件はいずれも地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されること等に伴いまして、それぞれの事務組合規約の一部を変更するものでございます。

議案第89号をご覧ください。松山衛生事務組合規約の一部変更について。松山衛生事務組合規約の一部を変更する必要が生じたため、次のように変更する。平成18年12月

8日提出。砥部町長中村剛志。変更内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。本文見出しともに、「収入役」を「会計管理者」に。「助役」を「副市長」に。「補助職員」を「職員」に改正すると共に、関連する用語、字句の訂正をしたものでございます。

次に、議案第90号大洲・喜多衛生事務組合規約の一部変更についてご覧ください。これにつきましても新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。「収入役」を「会計管理者」に改正するとともに、その選任方法を変更し、関連する用語、字句の訂正をしたものでございます。

最後に議案第91号内山衛生事務組合規約の一部変更についてをご覧ください。改正内容ですが新旧対照表をご覧ください。これにつきましても「収入役」を「会計管理者」に改正するとともに、選任方法を変更し、関連する用語、字句の訂正をしたものでございます。また附則で施行日を定めますとともに、いずれも収入役、助役の在任特例を附則で設けたものでございます。以上で議案第89号松山衛生事務組合規約の一部変更について、議案第90号大洲・喜多衛生事務組合規約の一部変更について、議案第91号内山衛生事務組合規約の一部変更について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第82号から議案第91号までの地方自治法の改正等に伴う一部事務組合の規約の一部変更に関する10件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第82号から議案第91号までの地方自治法の改正等に伴う一部事務組合の規約の一部変更に関する10件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第17 議案第92号工事請負契約の変更契約の締結について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第17議案第92号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案92号工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議会の議決を求めらるものでございます。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。契約の目的でございますが、総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事でございます。変更契約の金額は7,682万8千円。今回変更による減額といたしましては、112万円の減額でございます。契約の相手方は、愛媛県伊予郡砥部町総津583番地、株式会社広田建設、

代表取締役 成田照義でございます。変更の理由でございますが、別添の説明資料をご覧ください。左の図のように変更前につきましては赤い実線部分が、旧国道用地を含めて配置計画をしておいたわけでございますが、右の変更後の図のように砥部町の敷地内に施設配置をすることになりまして、舗装面積、外周水路等の延長が減少するために、国庫補助事業費が減額となることに伴いまして、契約の変更をお願いするものでございます。議案書の方にお戻りください。提案理由でございますが、総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） これは水路の長さが短くなったということによろしいんですか。そうであれば、何メートル程どのようになったかということをお尋ねします。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず舗装面積につきましては、約267㎡減少いたします。水路延長につきましては、約30m減少するというところでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に。田室博志君。

○14番（田室博志） この変更前と変更後ということで、設計変更ということなんですけども、この図面で見ますと赤い印が本来、国の用地だった所を国の国道として置いとけという話でこうなったんですか。そこのところ、ちょっと説明していただけたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 田室議員さんのご質問にお答えさせていただきます。左の方の変更図面でございますように、赤い実線部分、これは旧国道用地でございますが、当初この用地を払い下げを受けまして、ご覧のような施設配置として進入道並びに処理場用地として計画しておいたわけでございます。ところが、法務局との協議の中でこの赤い実線部分の境界が確定をできないということで、払い下げが出来なくなりまして、やむなく右のような町有地内に敷地配置をしなければならなくなったものでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に。質疑を終わります。

おはかりします。議案第92号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第92号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第18 議案第93号 平成18年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第19 議案第94号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

日程第20 議案第95号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)

日程第21 議案第96号 平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算
(第1号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第18議案第93号から日程第21議案第96号までの平成18年度補正予算に関する4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役(柳田稷) 議案第93号について説明をさせていただきます。平成18年度砥部町一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,062万5千円を追加し、総額を59億8,805万9千円とする。歳入算出予算の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は第1表による。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。本議案につきましては、各常任委員会に付託されましてご審議いただくことになっております。その際詳細な説明をさせていただきますので、私から概要を説明させていただきます。

今回の補正でございますが、人件費につきまして、異動に伴う組み替え、それから時間外勤務手当の増減の調整などを行っておりまして、それによりまして、約300万円増額となっております。また法改正あるいは制度の改正に伴って、増額や組み替えをお願いしておるものがございます、調整をさせていただいております。また事業を完了して不用になったものの減額、あるいは一部新しくお願いをするものなどを計上させていただいております。

それでは3ページの歳出をご覧ください。2款の総務費でございますが、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費におきまして、711万円の補正をお願いしております。3款の社会福祉費、児童福祉費で3,369万円。衛生費におきましては清掃費で43万1千円。6款の農林水産業費で39万2千円。8款の土木費で10万9千円。9款の消防費で109万5千円。10款の教育費では減額220万2千円をお願いしております。合計で4,062万5千円、累計で59億8,805万9千円となっております。この歳出をまかなう歳入につきましては、左の表をご覧ください。11款の分担金及び負担金で382万7千円。13の国庫支出金で負担金補助金合わせて1,099万1千円。14款の県支出金で699万1千円。18款の繰越金で953万円。19款の諸収入で貸付金収入と雑入合わせまして928万6千円。合計4,062万5千円をお願いしております。この財源内訳といたしましては、一般財源が1,313万2千円。特定財源といたしまして、国県支出金1,798万2千円。その他が951万1千円。今回は地方債補正を行っておりません。

それでは歳出の主要なものについて、ページを追って説明をさせていただきます。14ページをご覧ください。2款の総務費でございますが、ここでは1項5目の財産管理費のと

ところで15節の工事請負費をお願いしておりますが、文化会館の現在の駐車場と新しく確保しました西側の駐車場とを結ぶ連絡道の整備のための工事費をお願いしております。2項の徴税費の1目税務総務費13節で、軽自動車税システムの改修委託料をお願いしております。次に4項の選挙費の7目県議会議員選挙費で、今年度執行いたします経費353万6千円をお願いしております。次の16ページをご覧ください。3款の民生費でございますが、1項2目の障害者福祉費のところ、委託料と負担金では減額をお願いしております。20節の扶助費におきまして、身体障害児補装具給付費、身体障害者居宅生活支援費、知的障害者居宅生活支援費、知的障害者施設訓練等支援費、地域生活支援事業費等の増額をお願いしております。次の18ページをお願いいたします。3目の老人福祉費ですが、13節で生活管理指導員派遣事業委託料これが90万円、「食」の自立支援事業委託料106万円、介護用品配達業務委託料をお願いしております。扶助費につきましては減額となっております。次に6目の国民健康保険総務費でございますが21節貸付金で高額医療貸付金300万円をお願いしております。28節の繰出金におきましては、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金、出産一時金等の増額分をお願いしております。7目の老人保健総務費でございますが、19節で後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の負担金をお願いしております。9目の介護保険総務費におきましては繰出金で介護保険特別会計への繰出金をお願いしております。次の20ページをお願いいたします。2目の保育所費でございますが、賄材料費の増額をお願いしております。4目の児童措置費におきましては扶助費で被用者児童手当、被用者小学校修了前特例給付、非被用者小学校修了前特例給付の増額をお願いしております。7目の乳幼児医療費助成事業費におきましては、20節の扶助費で乳幼児医療費をお願いしております。衛生費につきましては人件費のみの計上でございます。6款の農林水産業費でございますが、1項の農業費、7目の果樹生産等総合推進事業費63万円、農林水産物ブランドづくり推進事業費増額をお願いしております。林業費につきましては造林事業費と、森林担い手確保育成対策事業費を相殺いたしまして減額となっております。8款の土木費でございますが、1項1目の土木総務費で弁護士委託料10万9千円をお願いしております。次の22ページをお願いいたします。9款の消防費でございますが、2目の非常備消防費で消防団員全員に安全装備品としてヘッドアップライトを消耗品として購入をお願いしております。10款の教育費につきましては教育総務費、幼稚園費ともに人件費でございますので省略をさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第94号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,690万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,102万9千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。それでは第1表によりまして内容を説明させていただきます。それでは予算書の2ページ3ページをお開きくだ

さい。事業勘定のみ補正でございまして、まず3ページの歳出の方からご説明いたします。まず1款1項総務管理費の21万円の増額につきましては、高額療養費の現物支給化に対応するために電算システム改造委託料を計上したものでございます。2款1項療養諸費の5,313万3千円増額につきましては、退職被保険者の療養給付費等ほか審査支払い手数料の追加でございまして、3項出産育児諸費の330万の増額につきましては、出産育児一時金の追加でございまして、3款1項老人保健拠出金につきましては、退職者医療の老人給付費等の交付金の内、老人保健拠出金分の確定によりまして財源内訳を変更するものでございまして予算額の増減はございません。6款1項保健事業費の26万円の増額につきましては、医療費通知書にかかる郵送料と通知書作成委託料の追加でございまして、次にこの財源でございまして、2ページの歳入をお願いいたします。4款1項療養給付費等交付金の5,066万5千円の増額につきましては、退職者医療にかかる交付金の見込みを計上したものでございます。8款1項他会計繰入金の241万円の増額につきましては制度上の繰り入れでございまして、事務費分と出産育児一時金分を一般会計から繰り入れるものでございます。9款1項繰越金382万8千円につきましては前年度からの繰越金の増額でございまして、以上で議案第94号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第95号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。保険事業勘定の歳入歳出補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,018万7千円とするものです。従いまして、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。歳出よりご説明いたしますので、3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、要介護認定調査委託料の増額と保険給付及び地域支援事業費につきまして事業実績に基づき見直しを行いまして、2款4款の予算内におきまして事業費の組み替えに伴う補正をお願いするものです。補正額の欄をご覧ください。1款総務費3項介護認定審査会費におきまして、5万円を計上しております。これは要介護認定調査委託料でありまして、松山伊予地域外にいる本町の申請者に対してその施設のある市町へ調査を委託するものでございます。2款保険給付費1項介護サービス等諸費におきまして1,600万6千の減額を計上しております。これは施設介護サービス給付費の給付実績に基づくものでございます。同4項高額介護サービス等費におきまして1,157万4千円を計上しております。これは1割の自己負担が利用者負担の上限額を超え、高額になった時その超えた部分が支給されるもので、支給該当者の増によるものでございます。同5項特定入所者介護サービス等費におきまして、443万2千円を計上しております。これにつきましては施設での居住費、食費が利用者負担となり低所得者の支援といたしまして自己負担限度額が設けられまして、これを超える部分は基準費用額との差額が給付されるもので該当者の増でございまして、4款地域支援事業費1項介護予防事業費におきまして、1,320万5千円の減額を計上しております。これは2項への事業費の組み替えによるものでござ

います。同2項包括的支援事業・任意事業費におきまして、1,320万5千円を計上しております。これは1項からの事業費の組み替えによるものでございます。したがって、歳出合計5万円を計上しております。この財源につきましては2ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては歳出の事業費の組み替えに伴い、財源の組み替えを行うものでございます。補正額の欄をご覧ください。3款国庫支出金1項国庫負担金、171万3千円、同2項国庫補助金204万7千円、4款1項支払基金交付金409万3千円の減額、5款県支出金1項県負担金171万3千円の減額、同2項県補助金102万3千円、7款繰入金1項一般会計繰入金107万3千円。歳入合計5万円を計上しております。以上で議案第95号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第96号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,899万円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成18年12月8日提出。砥部町長中村剛志。2、3ページの歳入歳出予算補正をご覧ください。まず、3ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項の農業集落排水事業費で今回194万9千円の補正をお願いするものでございます。今回の補正でございますが、土地改良事業、農業集落排水事業の実施に伴います賦課金、それと処理施設の完成に伴います竣工式の費用、それと補助事業費の変更に伴います計画書の作成委託料、国有地払い下げ協議のための業務委託料が主なものでございます。これに伴います歳入でございますが、2ページ繰越金で194万9千円を充当させていただくものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） 一般会計補正予算の15ページなのですが、建設工事費で財産管理費で駐車場の整備を行ったということですが、あそこは大体、用地先行の取得ということで土地を購入したというふうになって、その後昨年ぐらいに仮に、舗装というか整備したと。若干のお金ぐらいだったんですが、本格的に整備したのかなと思うのですが、現在の地目がいわゆる普通財産になつとるのか、それとも先行取得のままになつとるのかその所を教えて欲しいと思います。2番目は16ページ、17ページの障害者福祉費ですが、350万4千円の増額、補正をしとんですが、17ページを見るとマイナスの分がずいぶん委託料にしても扶助費にしてもずいぶんあるんですが、扶助費が1,100万くらい増えとんですが、それはどういう経費なんかを教えて欲しいと思います。もう1つは、22ページ、23ページの山村留学センターの経費は減額になっておるんで、財政としては非常にええと思っておるんですけど、その辺の所がどういう理由でなつとるのかちょっと分からないので教えて欲しいなど。給料とか全部減つとるんですが、我々広田の状況というの

はあんまりわからんので教えて欲しいと思います。

○議長（樋口泰幸） 松下課長。

○監理財政課長（松下行吉） 山本議員さんのご質問にお答えします。多岐にわたっておりますので、質問されました順番にお答えしていったらと思います。まず15ページの財産管理費につきまして、私の方からご説明申し上げます。ご質問1点目の土地の帰属でございますが、駐車場用地は現在、土地開発基金の管理となっております。土地開発基金と申しましても同じく砥部町ということにはなるわけなんですけど。それから1点付け加えますと、駐車場の整備工事となっておりますが、駐車場の方から文化会館の方へ上がる出入り口を造る費用でございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 次、大西課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。障害者福祉費の350万4千円の補正をお願いしておるわけでございますが、まずこの350万4千円増額分の内訳を申し上げますと、20の扶助費のところをご覧ください。扶助費の一番上、身体障害児補装具給付費これで50万4千円を補正しております。そして下から2番目に、知的障害者施設訓練等支援費でございます。これが300万。これを合わせたら350万4千円になります。これはそれぞれいわゆる入所者の増とか、受給交付者の増等で、増えた分だけ計上しております。そして後のマイナスとか減額の関係につきましては、障害者自立支援法、これのいろいろ変更ございまして、事業が変わる事がございましてそれに伴う減額増額の補正でございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 山本議員さんのご質問の件なんですけど、23ページの給料及び職員手当、共済費に不用額が生じております。これは山村留学センターの小西君、職員だったんですが、病気のため亡くなりました。現在職員として途中では採用できませんので不用額が出ております。今回減額補正をさせていただきました。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他に質問ございませんか。田室議員。あ、すみません、山本議員。

○16番（山本典男） さっきの松下財政課長なのですが、先行開発ということで、その行き先とかどういふふうに使うのが決まったんだっただけですね、そういうふうに決まるまではかまんですけど、決まったんだっただけ普通財産とか、砥部町の財産というのは間違いはないんですからかまんですけど、それを財政上明らかにしてするのがええんじゃないかと、決まるまではいいんですけど、決まった後はそういうふうにするほうが本来ではないかと思ったりするので、その所は考えて欲しいと思います。もう一つ障害者の福祉に関しては、課長さんからお答えいただいて大体わかりましたが、つまり法改正で変わったのではなくて、いわゆる単なる扶助費が増えたということで、たまたま他のことに対して若干ということで。たまたま突然そういうことになったんだということでよろしんですかね。

○議長（樋口泰幸） 大西課長。

○生きがい推進課長（大西潤） お答えいたします。今回の350万4千円の補正額につきましては利用者の増加に伴うものです。そして、後の増減に関しましては、法改正によ

る事業の組み替えなんです。そういうことでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に。山本議員。

○16番（山本典男） 山村留学センターで亡くなられたということなんで、その後はどういうふうにされてるんですかね、亡くなって、それですんだのか、あるいは雇わないかんのかそこらがちょっとわからんのですが。

○議長（樋口泰幸） 松村課長。

○学校教育課（松村昇二） 11月末をめどに公募をさせていただきました、1名の方の応募がございまして、面接等させていただきました、子どもさんに対しての思いもかなりの誠意がある方の方でして、その方を臨時の職員として採用させていただきました、現在対応させていただいております。

○議長（樋口泰幸） 他に。三谷議員。

○18番（三谷喜好） 先ほど山本議員が触れられた所に重複しますが、一般会計補正予算の17ページの例の委託料の件でございますが、これ課長、当初予算の折に、いわゆるこの今度は減額に489万7千円になっておりますが、これ当初では896万4千円。いわゆる進行性筋萎縮、この方が2人おいでるんで、徳島かしらんにいらっしゃいますよということであって、しかも、896万が当初で予算だったんです。ところがそれで2人分の1人分に値する約半分が減額されるということは、もうこれ法の改正、支援法によって組み替えでは、とおりにくい話ではないかなと思うんで、あるいは亡くなってこの減額になったのか、もし組み替えたんならどこに組み替えましたよというふうに教えていただけたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 大西課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 三谷議員さんの質問にお答えいたします。当初との差はこれ月払いになっておりますので、もう払って済んだ分でございます。それで残りの分を減額しておりますのは、この進行性の委託料が扶助費の身体障害者居宅生活支援費の方へ法改正により移行いたしました。ですから、そちらの方へ今回扶助費の方へ補正させていただいております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 田室議員。

○14番（田室博志） 関連質問になるんですが、よろしいでしょうか。先ほど質問いたしました、農集の変更契約で、この場所がいわゆる国有地を買収できなかったということになっていると思いますが、その場所と今回、最初に町道認定されました、認定路線いわゆるこの場所と同一の場所になるんじゃないかこのように考えますが、そうなりますと、国有地を町道認定にしたと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 申し訳ございません。ちょっと質問が。もう一度よろしくお願ひします。

○14番（田室博志） 境界が出来ないので変更したと、いわゆる町に購入しようと予定しておいた土地が出来なかったということになるろうと思います。その場所と、今回提案されました、町道認定路線、いわゆる、この集排の土地の認定しておる場所が同一場所にな

るのではないかと思うんですが、そのあたりお願いします。

○下水道課長（東岡秀樹） それでは田室議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先ほど議案第72号で町道落合支線の認定の説明を建設課長がさせていただきましたが、今回の赤い実線部分で、議案第92号で説明させていただきました場所といえますのは同一の場所でございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、当初この施設配置を処理場用地を含めまして払下げを受けるということでこの旧国道用地部分を払い下げる手続きをしておいたということでございます。ただ、払下げ作業を進めていく中で、先ほど申し上げましたように、この旧国道用地分の境界確定が出来ないということでこの処理場用地との侵入路として利用するためには、この旧国道用地を町道として認定していただければ利用できるというふうなことで今回認定をいただいたということでございます。以上です。

○議長（樋口泰幸） 田室議員。

○14番（田室博志） ということは、購入はしないが国有地を町道認定するということが理解してよろしいのでしょうか。

○下水道課長（東岡秀樹） 田室議員さんのご質問にお答えいたします。そのとおりでございます。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子議員。

○4番（土居美智子） ページ数で20、21になります。2つだけ教えてください。児童措置費のところ、節の部分、説明の部分で、下の2行なんですけど、非被用者小学校修了前特例給付と被用者という2つの項目が850万と590万ありますけど、人数が何人で、一人当たりがどうなっているのか、固定じゃなかったら金額はいいんですが、もし固定であれば一人あたりはいくらの、人数何人分というのはわかりますか。

それともう1つは、中段の少し下ですが、農林水産業費の7目で、19節の負担金補助のところ、補助金として、農林水産物ブランドづくりという、このブランドは何になるのか教えて欲しいと思います。

○議長（樋口泰幸） 正岡課長。

○民生こども課長（正岡修平） 土居美智子議員さんのご質問にお答えいたします。21ページの扶助費のこの下の2つの部分でございましょうか。被用者小学校修了前特例給付費、それとその下の分2つにつきましては、9月補正の時にもこの部分につきましては、7月末までに申請があった分ということで補正をさせていただきました。その時の金額は294人分ということでございました。今回につきましては、この部分についてだけの人数というのは集計をしておりません。ここにあげております、全体で12月分の補正として364名分を増加分として計上させていただいております。そして、金額につきましては、従前にもご説明しておりますけど、1人目、2人目につきましては5千円、3人目からは、月額1万円という金額になっております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 西崎課長。

○農林課長（西崎悟） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。この事業につきましては平成18年度県単独の新規事業でございます。そしてこの具体的な目的につきましては

は、えひめ愛フード推進機構が実施する農林水産物のブランド化を促進するとともに、意欲ある産地が行う農林水産物の積極的な流通、販売等のブランドづくりの取組みを支援し、活力ある元気な愛媛の農林水産地の構築を図るため、愛媛農林水産物ブランドづくり推進事業実施事業により補助を受けるものでございます。具体的に予算化している63万円につきましては、温室みかんビニールハウスの果樹被覆に対する支援でございます。受益戸数8戸、面積2.1ha。事業費145万5,845円に対し、県3分の1、町10分の1を補助するものでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に。質疑を終わります。

おはかりします。議案第93号から議案第96号までの平成18年度補正予算に関する4件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第93号から議案第96号までの平成18年度補正予算に関する4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11時40分 散会

平成18年第4回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成18年12月15日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成18年12月15日 午後1時30分 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教 育 長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長	柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫			

平成18年第4回砥部町議会定例会

平成18年12月15日(金)

午後1時30分開会

○議長(樋口泰幸) 会議に先立ちまして、町長から名誉町民故坂村真民氏の追悼の辞を申し上げます。中村町長。

○町長(中村剛志) 名誉町民故坂村真民氏。本名昂氏に追悼の辞を申し述べます。坂村真民先生は、平成18年12月11日、97歳の天寿を全うされました。謹んで哀悼の意を表します。坂村真民先生は、長年にわたる詩の創作を通して、町民はもとより世界各地の人々に万物に対する愛情を持って、人の生き方を説き、私たちに感銘を与えてくださいました。そして、出版される詩集は、小学校などの学習資料にも活用されるなど、教育文化の振興に大きく貢献されました。名誉町民を失った事は、私たちにとって大きな痛手であり、ここに改めて全町民と共に名誉町民坂村真民先生の生前のご功績に対する感謝と深甚なる哀悼の意を表します。

○議長(樋口泰幸) それではここで、故坂村 真民氏のご冥福をお祈りするため黙祷を捧げます。ご起立ください。黙祷始め。

[黙 祷]

○議長(樋口泰幸) 黙祷を終わります。ご着席ください。

~~~~~

○議長(樋口泰幸) これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第76号 砥部町道路線の認定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第1議案第76号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第76号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、認定に付されました3路線のうち重光新田2号支線及び拾町1号線については、県道伊予川内線の一部を町道に編入するもので、落合支線については、国道379号線の一部を総津地区農業集落排水処理施設への進入路として活用するものであり、3路線とも必要な路線であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決するべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。以上。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありません

か。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第76号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第77号 指定管理者の指定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第2議案第77号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第77号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、指定管理者制度に基づき砥部町文化会館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するもので、指定管理者はアクティオ株式会社で、期間は平成19年4月1日から3年間となっています。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第78号 指定管理者の指定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第3議案第78号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第78号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、指定管理者制度に基づき総合公園及び田ノ浦町民広場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するもので、指定管理者はNPO&アトムグループJVで、期間は平成19年4月1日から3年間となっています。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第78号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第79号 砥部町副町長の定数を定める条例の制定について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第4議案第79号砥部町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第79号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副町長の定数を1名に定めるもので、必要な事項について条例制定を行うものであります。

よって、議案第79号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第79号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号砥部町副町長の定数を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第80号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第5議案第80号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第80号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、「助役」を「副町長」に、「収入役」を「会計管理者」に、「町吏員」を「町職員」に改めるもので、関係5条例の字句を改正し整理をするものであります。

よって、議案第80号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第80号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第6 議案第81号 愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第6議案第81号愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました議案第81号愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について、審査の結果をご報告申し上げます。愛媛県後期高齢者医療広域連合は、後期高

高齢者医療に関する事務について、愛媛県の全市町において事務の共同処理をするため規約を定め、新しく組合を設立するものであります。

よって、議案第81号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第81号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第82号 愛媛県市町総合事務組合格約の一部変更について

日程第8 議案第83号 伊予消防等事務組合格約の一部変更について

日程第9 議案第84号 中予広域水道企業団規約の一部変更について

日程第10 議案第85号 愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について

日程第11 議案第86号 伊予市外二町共有物組合格約の一部変更について

日程第12 議案第87号 松山広域福祉施設事務組合格約の変更について

日程第13 議案第88号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合格約の一部変更について

日程第14 議案第89号 松山衛生事務組合格約の一部変更について

日程第15 議案第90号 大洲・喜多衛生事務組合格約の一部変更について

日程第16 議案第91号 内山衛生事務組合格約の一部変更について

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第7議案第82号から日程第16議案第91号までの地方自治

法の一部改正等に伴う一部事務組合同規約の一部変更についてを一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました議案第87、88号の2件について、審査の結果をご報告申し上げます。この2件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役、収入役、吏員に関する規定が改正されたため、松山広域福祉施設事務組合及び伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の規約を改正し、条文を整理するもので、必要な事項を改正するものであります。

よって、議案第87、88号の2件は、適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 続きまして、玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第82、83、84、85、86号の5件について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の事務組合等の規約改正は、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、一部事務組合同規約の関連する字句の改正及び引用法令の改正を行うものであります。

よって、議案第82、83、84、85、86号の5件については、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 続きまして、三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第89、90、91号の3件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第89、90、91号の3件については、地方自治法の一部を改正する法律により、助役、収入役に関する改正が行われ、19年4月1日より施行されるため、松山衛生事務組合、大洲・喜多衛生事務組合、内山衛生事務組合の規約中、関連する条文中の字句を整理するものであります。

よって、議案第89、90、91号の3件は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

議案第82号から議案第91号までの10件は一括して討論、採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第82号から議案第91号までの10件は一括して討論、採決を行なうことに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。採決を行いません。

おはかりします。議案第82号から議案第91号までの10議案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第82号から議案第91号までの地方自治法の一部改正等に伴う一部事務組合規約の一部変更についての10議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第92号 工事請負契約の変更契約の締結について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第17議案第92号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第92号について、審査の結果をご報告申し上げます。総津地区農業集落排水処理施設土木・建築工事請負契約の変更については、国庫補助対象工事施工部分の面積減に伴う設計変更によるもので、必要な工事変更と認められます。

よって、議案第92号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第92号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号工事請負契約の変更契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第93号 平成18年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第19 議案第94号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第95号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 2 1 議案第 9 6 号 平成 1 8 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算
(第 1 号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 1 8 議案第 9 3 号から日程第 2 1 議案第 9 6 号までの平成 1 8 年度補正予算に関する 4 件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る 1 2 月 8 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 9 3 号平成 1 8 年度砥部町一般会計補正予算(第 4 号)のうち当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費では、障害者自立支援法の施行に伴う事業の見直しによる予算の組み替えを行っています。また、身体障害児補装具給付費 5 0 万 4 千円の増額、入所者増による知的障害者施設訓練等支援費 3 0 0 万円の増額を、老人福祉費では、委託料 2 0 2 万円の増額、老人福祉施設入所措置費 4 0 8 万円の減額を、国民健康保険総務費では、貸付金 3 0 0 万円、国保特別会計事業勘定への繰出金 2 4 1 万円を、老人保健総務費では、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金 6 8 万 5 千円を、介護保険総務費では、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金 1 0 7 万 3 千円を、児童措置費では、児童手当申請児童増加に伴う扶助費 1, 4 6 5 万 1 千円の増額を、乳幼児医療費助成事業費では、扶助費 3 6 8 万円を、その他人件費補正が計上されています。

次に、議案第 9 4 号平成 1 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の事業勘定については、国保システム改造委託料 2 1 万円、退職被保険者等療養給付費 5, 2 8 6 万 2 千円の増額、出産育児一時金 3 3 0 万円等を補正するものであり、財源は、退職者医療療養給付費等交付金 5, 0 6 6 万 5 千円、一般会計繰入金 2 4 1 万円、繰越金 3 8 2 万 8 千円で賄っております。

次に、議案第 9 5 号平成 1 8 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の保険事業勘定では、地域支援事業費及び保険給付費の介護予防に対する事業の見直しによる事業費の組み替えを行い、要介護認定調査委託料 5 万円を増額補正しております。財源は、国庫支出金、一般会計繰入金を増額し、支払基金交付金と県支出金の減額で調整しています。

以上、議案第 9 3 号、9 4 号及び 9 5 号の 3 議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) ご報告申し上げます。去る 1 2 月 8 日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第 9 3 号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 9 3 号平成 1 8 年度砥部町一般会計補正予算(第 4 号)のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、財産管理費で文化会館駐車場整備工事 2 1 5 万 7 千円を、税務総

務費で軽自動車税システム改修委託料126万円を、選挙費で県議会議員選挙費353万6千円を、非常備消防費で消防団員用ヘッドアップライト購入費109万5千円を、その他人件費補正がされております。歳入については、国県支出金1,798万2千円、繰越金953万円、諸収入928万6千円、負担金382万7千円を充当しています。

以上、議案第93号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 続きまして、三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第93号及び議案第96号の補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第93号一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に所管する項目について、農業費では、農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金63万円を、林業費では、造林事業費補助金27万8千円の増額及び森林担い手確保育成対策事業費補助金51万6千円の減額を、土木費では、町道総津多居谷線関係弁護士費用10万9千円を、その他人件費補正を行っておりますが、いずれも、必要経費の補正をするものであります。

次に、議案第96号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、管理運営費で、県土地改良事業団体連合会特別賦課金20万円、伊予市伊予郡土地改良協議会特別賦課金24万6千円を、整備費では、事業変更計画書作成委託料等10万6千1千円の増額を、その他、人件費の補正を行っているものであります。

よって、議案第93号、議案第96号については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。議案第93号平成18年度砥部町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第93号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号平成18年度砥部町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第94号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第94号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第95号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第95号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第96号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第96号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思います。

午後 2時20分 休憩

午後 3時 6分 再開

~~~~~

日程第22 同意第3号 砥部町教育委員会委員の任命について

（説明、答申）

○議長（樋口泰幸） 再開します。日程第22同意第3号砥部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第3号砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号、第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成18年

1 2月15日提出。砥部町長中村剛志。

住所 伊予郡砥部町拾町242番地の2

氏名 三好真人

生年月日 昭和18年11月16日。

提案理由。三好真人教育委員は、平成19年2月16日をもって任期が満了するので、その後任の委員を任命するための提案である。以上、よろしくお願ひします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。同意第3号の採決を行います。  
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。  
よって、同意第3号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

~~~~~

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (説明、答申)

○議長（樋口泰幸） 日程第23 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成18年12月15日提出。砥部町長中村剛志。

住所 伊予郡砥部町総津811番地

氏名 林 薫正

生年月日 昭和18年11月13日

提案理由。林薫正委員は、平成19年3月31日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。以上。

○議長（樋口泰幸） おはかりします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思ひます。ご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。
よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

~~~~~

### 日程第24 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、答申)

○議長（樋口泰幸） 日程第24諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成18年12月15日提出。砥部町長中村剛志。

住所 伊予郡砥部町大南198番地2

氏名 豊島 徳子

生年月日 昭和35年9月6日

提案理由。吉村紀子委員は、平成19年3月31日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。

○議長（樋口泰幸） おはかりします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

~~~~~

日程第25 陳情第6号 県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第25陳情第6号県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、陳情第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。

現在、県営砥部地区かんがい排水助成については、資金の借換えにより償還額が減っていますが、畑かん施設の維持経費の増加や経営改善による新品種への更新中で収量・売り上げが落ち込んでおり、高齢化する農業従事者にとって、償還は大変負担の重いものになっております。農業を取り巻く経済情勢にかんがみ特別助成をすることが必要と考えます。

よって、陳情第6号については、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。玉井議員。

○17番（玉井啓補） この件につきまして、ちょっとお尋ねします。議運の時に陳情があると聞いたんですが、中身については全然配られてないというのが現状ではないかと思えます。それと併せまして、こういう大事な問題につきましては、全議員に知らすべきだと思ふ訳です。それで、ここで委員長にこういうことを言うのは申し訳ないと思ふんです。

けれども、やっぱりこの特別助成というのは、何年から何年まで、金額は毎年だいたい5,000万位じゃと思うんですが、あと何年あるのか。それから受益者いうんですか、それが今、何戸だったのが何戸になったのかというのをまずお尋ねいたします。それと併せまして、これは次の公共下水道にも関連するかと思いますが、事業費が10億やったんが、67億に、ということでこれはまた別の問題ですが、以上先言いました事をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 三谷産業建設常任委員長。

○18番（三谷喜好） ただ今、玉井議員からのご質疑がございました。ご案内のとおりあの議案につきましては、議会運営委員会においてまず第1回決定されました。しかし、議場におきましては、本会議の折に議長において産業建設常任委員会で審議をしろということでございました。従いまして、議場で発言されました議長の指示に従ってやったものでございます。なお、償還等につきましては、担当課の方から後日、あるいは今日、間に合うように文書の配布できますかね。担当課の方から答えさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（樋口泰幸） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。銚子ダムの償還につきましては、昭和45年から平成17年まで償還をしております。また、大きく平成17年に借り入れを、農林漁業金融公庫から愛媛信用金庫に変えております。そして、先ほどの特別償還金につきましては、昭和50年から平成17年までの農林漁業金融公庫への償還につきましては、累計で9億2,062万6,541円でございます。なお、信用金庫の借り入れにつきましては、平成17年に570万円助成をしております。なお、今後どういうふうに移すのかということですが、まず農家からの受益者負担、反当たり1万1千円を負担していただくとしまして、平成24年までの特別助成、このルールを守った上での特別助成といいますと3,770万円ということになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。陳情第6号の採決を行います。陳情第6号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって陳情第6号県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情については、採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第26 陳情第7号 国民の食糧と健康、農業を守る陳情について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第26 陳情第7号 国民の食糧と健康、農業を守る陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。国民の食糧と健康、農業を守る陳情については食の安全と安心を確保するとともに、食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など総合的な農業施策を展開することが極めて重要であります。陳情事項は国政レベルの問題であり、なお、調査検討の必要があります。

よって、陳情第7号は継続審査とすることに決定しましたので、ここでご報告申し上げます。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第7号の採決を行います。陳情第7号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって陳情第7号国民の食糧と健康、農業を守る陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第27 陳情第8号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第27 陳情第8号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教委員長。

○総務文教委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情については、国政レベルの大きな問題であり、動向を見守る必要があると思われま。

よって、陳情第8号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第8号の採決を行います。陳情第8号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって陳情第8号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。

町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心なご審議を賜り、全議案ご議決・ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。特に、今定例会は、一般質問と議案審議の日を別に確保していただきました。そして、慎重にご審議いただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。会期中に、承りました様々のご提言、あるいは、ご指導・ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営及び行政事務遂行に活かしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ、今年も残すところ二週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、公私共、まだまだお忙しいと存じますが、お身体ご自愛の上、お元気で越年されますことをお祈り申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 以上をもって、平成18年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 3時36分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員